

ハンガリー

特許法

2010年4月1日に統合した1995年法律XXXIII

目次

第I部 発明と特許

第I章 特許保護の対象

第1条 特許を受けることができる発明

第2条 新規性

第3条

第4条 進歩性

第5条 産業上の利用

第5/A条 特許を受けることができる生物工学的発明

第6条 特許性

第II章 発明及び特許から生じる権利及び義務

第7条 発明者の人格権及び発明の開示に関する権利

第8条 特許を受ける権利

第9条 職務発明及び従業者発明

第10条

第11条

第12条

第13条 職務発明の報酬

第14条 従業者発明の実施の報酬

第15条 職務発明及び従業者発明に関する共通規定

第16条

第17条

第18条 特許保護の成立

第19条 特許により与えられる権利

第20条 特許保護により与えられる実施の排他的権利の消尽

第20/A条 生物工学的発明の特許保護が与える権利及び当該権利の消尽に関する規定

第21条 特許保護の制限

第22条 特許保護の期間

第22/A 補充的保護

第23条 特許保護の維持

第24条 特許保護の範囲

第25条 権原の承継

第26条 特許を受ける共同の権利及び共有特許

第 III 章 実施契約

- 第 27 条 実施契約の締結
- 第 28 条 当事者の権利及び義務
- 第 29 条 実施契約の終了
- 第 30 条 実施契約に関する規定の効力

第 IV 章 強制ライセンス

- 第 31 条 不実施による強制ライセンス
- 第 32 条 従属特許に関する強制ライセンス
- 第 33 条 不実施により及び従属特許に関して付与される強制ライセンスに関する一般規定
- 第 33/A 条 公衆衛生問題に関する強制ライセンス

第 V 章 発明及び特許の侵害

- 第 34 条 発明の侵害
- 第 35 条 特許の侵害
- 第 35/A 条 特許侵害に対する税関の措置
- 第 36 条 特許侵害の際の出願人及び実施権者の権利
- 第 37 条 不侵害の決定

第 VI 章 特許保護の消滅

- 第 38 条 特許の仮保護の消滅
- 第 39 条 確定特許保護の消滅
- 第 40 条 特許保護の回復
- 第 41 条 特許保護の放棄
- 第 42 条 特許の取消及び制限
- 第 43 条 ロイヤルティの返還請求

第 II 部 ハンガリー特許庁における特許事項に関する手続

第 VII 章 特許手続に関する一般規定

- 第 44 条 ハンガリー特許庁の権限
- 第 45 条 行政手続の一般規則の適用
- 第 46 条 ハンガリー特許庁の決定
- 第 47 条 事実の確定
- 第 48 条 期限
- 第 49 条 原状回復
- 第 50 条 手続の中止
- 第 51 条 代理
- 第 52 条 言語の使用
- 第 53 条 ファイルの利用
- 第 53/A 条 法的救済

- 第 53/B 条 司法執行
- 第 53/C 条 費用及び手数料
- 第 53/D 条 電子行政及び庁の電子サービス
- 第 53/E 条 特許法条約の適用

第 VIII 章 特許事項の登録，公衆に対する情報

- 第 54 条 特許出願登録簿，特許登録簿
- 第 55 条 特許登録簿への記入
- 第 56 条 公衆に対する情報
- 第 56/A 条

第 IX 章 特許付与手続

- 第 57 条 特許出願及び要件
- 第 57/A 条 電子様式による特許出願
- 第 58 条 出願日
- 第 59 条 発明の単一性
- 第 60 条 発明の開示，クレーム及び要約
- 第 61 条 優先権
- 第 62 条 実用新案出願からの派生
- 第 63 条 生物学的材料の寄託及び利用
- 第 64 条 博覧会の宣言及び証明書
- 第 65 条 出願の審査
- 第 66 条
- 第 67 条 一定のデータの伝達
- 第 68 条 方式要件に関する審査
- 第 69 条 新規性調査
- 第 69/A 条
- 第 70 条 公開
- 第 71 条 所見
- 第 72 条 補正と分割
- 第 73 条
- 第 74 条 実体審査
- 第 75 条
- 第 76 条
- 第 77 条 特許の付与
- 第 78 条

第 X 章 特許事項の他の手続

- 第 79 条 特許保護の消滅の宣言及び回復に関する手続
- 第 80 条 取消手続
- 第 80/A 条

第 81 条

第 81/A 条

第 82 条 不侵害の決定に関する手続

第 83 条

第 83/A 条 規則 816/2006/EC(第 33/A 条(1))が適用される強制ライセンスに関する手続

第 83/B 条

第 83/C 条

第 83/D 条

第 83/E 条

第 83/F 条

第 83/G 条

第 83/H 条

第 84 条 特許明細書の解釈

第 III 部 欧州特許制度及び国際特許協力に関する規定

第 X/A 章 欧州特許出願及び欧州特許に関する規定

第 84/A 条 一般規定

第 84/B 条

第 84/C 条 欧州特許出願

第 84/D 条 欧州特許出願の効力

第 84/E 条 欧州特許出願の公開により与えられる仮保護

第 84/F 条 欧州特許出願の国内特許出願への変更

第 84/G 条 欧州特許の効力

第 84/H 条 欧州特許の明細書の翻訳文

第 84/I 条

第 84/J 条 欧州特許出願又は欧州特許の正本

第 84/K 条

第 84/L 条 欧州特許の維持

第 84/M 条 異議申立手続における欧州特許の取消

第 84/N 条 欧州特許の取消

第 84/O 条 (廃止)

第 X/B 章 国際特許出願に関する規定

第 84/P 条 一般規定

第 84/R 条 受理官庁としてのハンガリー特許庁

第 84/S 条 指定又は選択官庁としてのハンガリー特許庁の手続

第 84/T 条

第 84/U 条

第 84/V 条

第 84/Z 条

第 IV 部 特許事項に関する裁判手続

第 XI 章 ハンガリー特許庁の決定の再審理

- 第 85 条 再審理の請求
- 第 86 条 管轄権及び権限
- 第 87 条 裁判所の構成
- 第 88 条 再審理の請求に関する訴訟手続に適用される規則
- 第 89 条 公開
- 第 90 条 除斥
- 第 91 条 手続当事者及び他の参加人
- 第 92 条
- 第 93 条
- 第 94 条 代理
- 第 95 条 手続費用
- 第 96 条 不作為
- 第 97 条 原状回復
- 第 97/A 条 請求に基づく措置
- 第 98 条 聴聞及び証拠調べ
- 第 99 条 決定
- 第 100 条
- 第 101 条
- 第 102 条 第 2 審における裁判手続(廃止)
- 第 103 条 再審請求(廃止)

第 XII 章 特許訴訟

- 第 104 条 特許訴訟に適用する規則

第 V 部 植物品種の保護

第 XIII 章 植物品種及び植物品種の保護

- 第 105 条 一般規定
- 第 106 条 植物品種保護の対象
- 第 107 条 保護を受けることができる植物品種
- 第 108 条 植物品種の育成者及び植物品種保護を受ける権原
- 第 109 条 植物品種保護により与えられる権利
- 第 109/A 条 植物品種保護から生じる報酬の請求
- 第 109/B 条
- 第 109/C 条
- 第 110 条 植物品種保護により与えられる実施の排他的権利の消尽
- 第 111 条 植物品種保護の期間
- 第 111/A 条 植物品種保護の維持

- 第 112 条 植物品種育成者の報酬
- 第 113 条 植物品種の維持, 品種名称の使用
- 第 114 条 植物品種及び植物品種保護から生じる他の権利及び義務
- 第 114/A 条 実施契約
- 第 114/B 条 強制ライセンス
- 第 114/C 条 植物品種及び植物品種保護の侵害
- 第 114/D 条 植物品種保護の取消
- 第 114/E 条 植物品種保護及び品種名称の取消
- 第 114/F 条 植物品種保護の消滅に関する他の規定

第 XIV 章 植物品種保護の事項に関するハンガリー特許庁における手続

- 第 114/G 条 植物品種保護に関する手続に適用する一般規定
- 第 114/H 条 植物品種保護に関する登録, 公衆に対する情報
- 第 114/I 条 植物品種保護の付与手続; 植物品種保護出願及びその要件
- 第 114/J 条 出願日
- 第 114/K 条 単一性; 植物品種保護出願の分割
- 第 114/L 条 優先権
- 第 114/M 条 出願時の審査
- 第 114/N 条 一定のデータの伝達
- 第 114/O 条 方式要件に関する審査
- 第 114/P 条 公開, 所見
- 第 114/R 条 植物品種保護出願の実体審査
- 第 114/S 条 審査当局に対する情報
- 第 114/T 条 植物品種保護の付与
- 第 114/U 条 植物品種保護に関する他の手続

第 XIV/A 章 植物品種保護訴訟における裁判手続

- 第 114/V 条 植物品種保護の裁判手続に関する規定

第 XIV/B 章 共同体植物品種権制度に関する規定

- 第 115 条 一般規定
- 第 115/A 条 共同体植物品種権に関する出願書類の転送
- 第 115/B 条 植物品種保護の再設定
- 第 115/C 条 共同体植物品種権の侵害の場合の制裁

第 VI 部 ハンガリー特許庁に関する規定

第 XIV/C 章 ハンガリー特許庁

- 第 115/D 条 ハンガリー特許庁の法的地位
- 第 115/E 条 庁の管理
- 第 115/F 条 ハンガリー知的所有権保護審議会

第 115/G 条 庁の機能及び権限
第 115/H 条
第 115/I 条
第 115/J 条
第 115/K 条
第 115/L 条

第 XIV/D 章 ハンガリー特許庁に対する工業所有権手続における行政サービス手数料及び工業所有権保護の維持又は更新のための手数料に関する一般規則

第 115/M 条 維持手数料及び保護の回復請求手数料の納付
第 115/N 条 減額、免除及び猶予
第 115/O 条
第 115/P 条
第 115/R 条 納付義務発生日
第 115/S 条 手数料不納付の結果

第 VII 部 最終規定

第 XV 章 施行；経過規定

第 115/T 条 工業所有権に関する専門家組織
第 115/U 条 本法の施行に関する規定を定める規則及び経過規定
第 116 条－第 117 条 (廃止)
第 118 条 授権
第 119 条 欧州連合法の遵守

第 I 部 発明と特許

第 I 章 特許保護の対象

第 1 条 特許を受けることができる発明

(1) 特許は、新規であり、進歩性を有し、かつ、産業上の利用が可能なすべての技術分野における発明に付与される。

(2) 特に次のものは、(1)の意味での発明とみなしてはならない。

(a) 発見、科学的理論及び数学的方法

(b) 審美的創作

(c) 精神的活動、遊戯又は事業を行うための計画、規則及び方法、並びにコンピュータ・プログラム

(d) 情報の提示

(3) (2)にいう事項の特許性は、特許出願又は特許が当該事項に関係する限りにおいてのみ排除される。

第 2 条 新規性

(1) 発明は、技術水準の一部を構成しない場合は、新規とみなされる。

(2) 技術水準は、説明書若しくは口頭による伝達、使用又はその他の方法により、優先日前に公衆の利用に供されたすべてのものを包含するものとする。

(3) 優先日が先である国内特許出願若しくは実用新案出願の内容もまた、技術水準に包含されるものとみなす。ただし、特許付与手続の過程において、優先日後の日に公開又は発表されたことを条件とする。欧州特許出願(第 84/B 条(2))及び国際特許出願(第 84/P 条(1))の内容は、本法に定める特別の条件(第 84/D 条(2)及び第 84/T 条(2))に基づいてのみ、技術水準に包含されているものとみなす。本規定の適用上、要約が出願の内容に包含されているとはみなさない。

(4) (2)及び(3)の規定は、技術水準に包含された物質(化合物)又は組成物であって、手術又は治療による人又は動物の体の処置の方法及び人又は動物の体に施す診断方法(第 6 条(10))に用いられるものの特許性を排除しない。ただし、当該方法の利用が技術水準に包含されていないことを条件とする。

(5) 同様に、(2)及び(3)の規定は、技術水準に包含された物質(化合物)又は組成物であって、手術又は治療による人又は動物の体の処置の方法及び人又は動物の体に施す診断方法(第 6 条(10))に用いられるものの特許性を排除しない。ただし、当該使用が技術水準に包含されていないことを条件とする。

第 3 条

第 2 条の適用上、優先日の前 6 月以内に生じた発明の開示は、次の場合は、技術水準の一部とはみなさない。

(a) 出願人又はその前権利者の権利の濫用によるものであったこと、又は

(b) ハンガリー官報に公告されたハンガリー特許庁長官の発表に記載する博覧会において出願人又はその前権利者が発明を展示したという事実によるものであったこと

第4条 進歩性

- (1) 発明は、技術水準に関して、当該技術の熟練者にとって自明でない場合は、進歩性を有するものとみなす。
- (2) 進歩性の有無を決定する場合は、第2条(3)にいう技術水準の部分は、考慮に入れない。

第5条 産業上の利用

- (1) 発明は、工業又は農業の何れかの部門において作ること又は利用することができる場合は、産業上の利用が可能であるとみなす。
- (2) (廃止)

第5/A条 特許を受けることができる生物工学的発明

- (1) 第1条から第5条までの要件を満たす発明は、生物学的材料から成る若しくは生物学的材料を包含する製品、又は生物学的材料を生産し、処理し若しくは使用するための方法に関するものであっても、特許を受けることができる。生物学的材料とは、遺伝情報を包含するすべての材料であって、生体系での繁殖が可能なものをいう。
- (2) 自然環境から分離された又は技術的方法により生産された生物学的材料は、以前自然界において生じたことがある場合でも、発明の対象となり得る。
- (3) 形成及び発達の様々な段階における人体、並びに遺伝子の配列又は部分配列を含むその要素の1の単なる発見は、特許を受けることができる発明を構成しない。
- (4) 遺伝子の配列又は部分配列を含めて人体から分離された又は技術的方法により他の態様で生産された要素は、当該要素の構造が自然の要素の構造と同一である場合でも、特許を受けることができる発明を構成する。

第6条 特許性

- (1) 特許保護は、次の場合に、発明に付与される。
 - (a) 発明が第1条から第5/A条までの要件を満たし、(2)から(4)まで及び(10)の条件に基づいて特許保護から排除されていないこと、及び
 - (b) 関連する出願が本法に規定する要件を満たしていること
- (2) 経済活動の枠内での発明の実施が公序良俗に反する場合は、当該発明に特許保護を付与することはできない。当該実施は、法規で禁止されているとの理由のみでは、公序に反するとはみなされない。
- (3) (2)に基づき、特に次のものには特許保護を付与しない。
 - (a) 人をクローン化する方法
 - (b) 人の生殖細胞系列の遺伝的同一性を変更する方法
 - (c) 人の胚の工業又は商業目的での利用
 - (d) 動物の遺伝的同一性を変更する方法であって、人又は動物にとって実質的な医療上の利益をもたらすことなく、当該動物に苦痛を与える可能性が高いもの、及び
 - (e) (d)にいう方法から生じた動物
- (4) 次のものは特許を受けることができない。
 - (a) 植物の品種(第105条(a))及び動物の品種
 - (b) 植物又は動物の生産のための本質的に生物学的な方法

- (5) 植物又は動物に関する発明であって、その技術的实施可能性が特定の植物の品種又は動物の品種に限定されていないものは、特許を受けることができる。
- (6) 植物の品種は、第 XIII 章の規定に基づき、植物品種保護を付与することができる。
- (7) 植物又は動物の生産の方法であって、その全体が交雑、淘汰又はその他の自然現象から成るものは、本質的に生物学的である。
- (8) (4) (b) の規定は、微生物学的その他の技術的方法又は当該方法により得られた生成物に関する発明の特許性を害さない。
- (9) 微生物学的方法とは、微生物学的材料を伴う、用いる又は生じさせる方法をいう。
- (10) 手術又は治療による人又は動物の体の処置方法及び人又は動物の体に施す診断方法は、特許保護を付与されない。この規定は、当該方法に用いられる製品、特に物質(化合物)及び組成物には適用されない。

第 II 章 発明及び特許から生じる権利及び義務

第 7 条 発明者の人格権及び発明の開示に関する権利

- (1) 発明を行った者は、発明者とみなす。
- (2) 裁判所の最終決定により否認されない限り、付与された出願日になされた出願に発明者として記載された者は、発明者とみなす。
- (3) 2 以上の者が共同で発明を行った場合は、別段の表示がない限り、発明者権の持分は均等とみなす。
- (4) 裁判所の最終決定により否認されない限り、付与された出願日になされた出願に記載された発明者権の持分又は(3)に基づいて定められた発明者権の持分は、適用可能なものとみなす。
- (5) 発明者は、発明者として特許書類に記載される権利を有する。発明者が書面で申請するときは、公表特許書類に発明者を記載しない。
- (6) 発明者は、その発明者権を争う者又は発明から生じる人格権を侵害する者に対して民法に基づく訴訟手続を提起することができる。
- (7) 特許出願の公開前は、発明は、発明者又はその権原承継人の同意を得てのみ開示することができる。

第 8 条 特許を受ける権利

- (1) 特許を受ける権利は、発明者又はその権原承継人に帰属する。
- (2) 裁判所の最終決定又はその他の公的な決定により否認されない限り、特許を受ける権利は、最も早い優先日を以て出願をした者に帰属する。
- (3) 2 以上の者が共同で発明を行った場合は、特許を受ける権利は、これらの者又はその権原承継人の共有とする。2 以上の者が権利を有する場合は、別段の規定がない限り、権利はこれらの者に均等に帰属するものとみなす。
- (4) 2 以上の者がそれぞれ独立して発明を行った場合は、特許を受ける権利は、最も早い優先日を以て出願をした発明者又はその権原承継人に帰属する。ただし、この最初の出願が公開されているか又はその主題が特許保護を付与されていることを条件とする。

第9条 職務発明及び従業者発明

(1) 職務発明とは、雇用の理由により、当該発明の分野において解決方法を開発する義務がある者により行われる発明をいう。

(2) 従業者発明とは、雇用の理由による義務なしに、その実施が使用者の事業の分野に該当する発明を行う者により行われる発明をいう。

第10条

(1) 職務発明に関する特許を受ける権利は、発明者の権原承継人としての使用者に帰属する。

(2) 従業者発明に関する特許を受ける権利は発明者に帰属するが、使用者は発明を実施することができる。使用者の実施の権利は非排他的である。使用者は、発明を実施するライセンスを付与することができない。使用者が存在しなくなった場合又はその組織単位が分離した場合は、実施の権利は、権原承継人に移転する。他の態様で譲渡又は移転することはできない。

第11条

(1) 発明者は、職務発明又は従業者発明を行った後直ちに、これを使用者に通知しなければならない。

(2) 使用者は、通知の受領から90日以内に、職務発明に対する権原を主張するか否かについて宣言し、かつ、従業者発明の実施に関する意思を陳述するものとする。

(3) 使用者は、発明を開示する発明者の権利(第7条(7))に従うことを条件としてのみ、職務発明を実施することができる。

(4) 発明者は、使用者が同意する場合又は(2)に基づく宣言を行わない場合は、職務発明に関する権利を行使することができる。

(5) 従業者発明に関する特許を受ける権利は、発明者に帰属し、使用者が同意する場合又は(2)に基づく陳述を行わない場合は、使用者の実施の権利により支配されない。

第12条

(1) 使用者は、職務発明の通知の受領後の合理的な期間内に、特許出願をしなければならない。更に使用者は、あらゆる当然の注意をもって、特許を取得する手続を進めるものとする。

(2) 通知の受領日に発明の特許性が使用者により確認され、かつ、発明の秘密が保たれ、発明が業務の中で実施されることを条件として、使用者は、特許出願の提出を差し控え、又は出願を取り下げることができる。使用者は、当該決定について発明者に通知する。

(3) 紛争が生じた場合は、通知の受領日において解決方法が特許可能でなかったことを証明する責任は、使用者にある。

(4) (2)に基づく場合を除き、使用者は、仮の特許保護の放棄を含め、特許を取得することを妨げる行為又は意図的な不作為の前に、従業者発明に適用される実施の権利の有無に拘らず、特許を無償で発明者に譲渡することを申し出なければならない。使用者が仮の保護を放棄した場合は、その放棄は、発明者の同意がないときでも有効である。

(5) (4)の規定は、発明者が本法の規定に即して既に公正な報酬を受領している場合は、適用されない。

第13条 職務発明の報酬

(1) 職務発明が実施される場合は、発明者は、次のとおり報酬を受ける権利を有する。

(a) 発明が特許により保護される場合又は発明の主題に補充的保護が付与されている場合は、実施の開始から確定特許保護又は補充的保護の満了まで

(b) 使用者による権利放棄又は維持手数料不納により、確定特許保護又は(発明の主題に補充的保護が付与されているときは)補充的保護が消滅する場合は、実施の開始から特許又は補充的保護が期間満了により消滅する筈であった日まで

(c) 発明が秘密にされている場合は、実施の開始から、発明の開示又は使用者が発明について通知を受けた日から20年の何れか遅い時まで

(2) 次のものは、職務発明の実施とみなされる。

(a) 市場での有利な地位を創出し又は維持するための不実施を含む発明の実施(第19条)

(b) 第三者に対する実施のライセンス付与

(c) 特許を受ける権利の全面的又は部分的譲渡

(3) 発明者は、有価約因なしにライセンスが付与され又は譲渡がなされた場合であっても、各実施のライセンス及び各譲渡に対する別個の報酬を受ける権利を有する。報酬を受ける権利は、製品又は方法においてクレームの1又は複数の要素が発明者の供する改善された要素により置き換えられても、影響を受けない。

(4) 報酬は、使用者により、又は共同特許の場合であって、かつ、共同特許権者に別段の合意がないときは、発明を実施する特許権者により支払われる。実施のライセンス又は譲渡の場合は、権利の取得者は、報酬を支払う義務を負う。

(5) 外国特許又は同様の効果を有する他の法的権利保護に基づく利用の場合は、報酬を支払う義務がある。ただし、発明者が国内特許に基づいて報酬を受ける権利を有する場合は、実施に対する報酬を支払う義務はない。

(6) 発明者に対する報酬については、使用者、実施する特許権者又は権利を取得する者と締結した契約(報酬契約)が適用される。

(7) 発明の実施に関する報酬は、発明の主題に関する技術分野におけるライセンス許諾条件を考慮して、特許ライセンス契約に基づき使用者又は実施する特許権者が支払うべきロイヤリティに見合うものでなければならない。

(8) 実施ライセンス又は特許の譲渡の場合は、報酬は、当該ライセンス若しくは譲渡の価額又は有価約因を伴わないライセンス若しくは譲渡から生じる利益に見合うものでなければならない。

(9) 報酬を評価するに際し、(7)及び(8)に基づく割合は、当該発明に対する使用者の貢献及び雇用から生じる発明者の義務を考慮して定められる。発明が秘密にされている場合は、保護を取得しないことにより発明者が被る不利益も考慮に入れるものとする。

第14条 従業者発明の実施の報酬

(1) 従業者発明を実施する権利に関する報酬は、使用者により、又は2以上の使用者がおり、かつ、別段の合意がない場合は、発明を実施する使用者により支払われるものとする。

(2) 発明者の報酬については、使用者と締結した契約が適用される。

(3) 従業者発明を実施する権利に関する報酬の額は、特許ライセンス契約に基づき、発明の主題に関する技術分野におけるライセンス許諾条件を考慮して、使用者がライセンスに対し

て支払うべき額と同等のものとする。

第 15 条 職務発明及び従業者発明に関する共通規定

(1) 報酬契約、従業者発明の実施に関する報酬に適用される契約並びに本法に定める職務発明及び従業者発明に関する開示、陳述、通知又は情報は、書面によらなければならない。

(2) 当事者は、相互の合意により、報酬契約に関する規定、特に第 13 条(7)から(9)までに定めるものの適用を除外することができる。将来創出され又は実施されるべき発明者の発明に関して定額の報酬を定める報酬契約(危険分担を目的とする報酬契約)を締結することもできる。

(3) 本法を適用しない報酬契約に関する事項には、民法の規定が適用される。

第 16 条

(1) 発明の職務発明性若しくは従業者発明性、秘密にされた発明の特許性又は職務発明若しくは従業者発明に関する発明者に対する報酬についてのすべての紛争は、裁判所で審理される。

(2) ハンガリー特許庁の工業所有権に関する専門家組織(第 115/T 条)は、秘密にされた発明の特許性及び職務発明又は従業者発明に対する報酬に関する問題についても専門的意見を述べるものとする。

(3) (廃止)

第 17 条

公務員、職務関係にある者又は雇用的性格を有する法的関係の枠組内で働く協同体の構成員が行った発明の場合は、第 9 条から第 16 条までの規定を準用する。

第 18 条 特許保護の成立

(1) 特許保護は、特許出願公開により成立する。保護の効力は、出願日に遡って発生する。

(2) 公開により生じる保護は、暫定的である。保護は、発明に係る特許が出願人に付与されたときは、確定的となる。

第 19 条 特許により与えられる権利

(1) 特許所有者(特許権者)は、特許保護により、発明を実施する排他的権利を取得する。

(2) 特許権者は、実施の排他的権利に基づき、その同意を得ない者が次の行為をなすことを妨げることができる。

(a) 発明の主題である製品を製造し、使用し、市場に出し若しくは販売の申出をし、又はこのような目的で当該製品を貯蔵し若しくは輸入すること

(b) 発明の主題である方法を使用すること、又は当該方法は特許権者の同意なしに使用することができないことを当該の者が知り若しくはそのことが状況から明白な場合は、当該方法の使用の申出をすること

(c) 発明の主題である方法により直接得られる製品を製造し、使用し、市場に出し、販売の申出をし、又はそのような目的で貯蔵し若しくは輸入すること

(3) 特許権者は、実施の排他的権利に基づき、その同意を得ない者が、発明を実施する権利

を有する者以外の者に対して、発明を実施するために不可欠な発明の要素に関連する手段(器械、装置)を供給すること又は供給の申出をすることを妨げることもできる。ただし、これらの手段が発明を実施するのに適し、かつ、意図されていることを当該者が知り又はそのことが状況から明白な場合に限る。

(4) (3)の規定は、供給された又は申出された手段が一般的市販品である場合は適用しない。ただし、供給者又は申出者が、その顧客を故意に誘導して(2)にいう行為を行わせる場合はこの限りでない。

(5) (3)の適用上、(6)にいう実施の排他的権利に該当しない行為を行う者は、発明を実施する権利を有する者とはみなさない。

(6) 実施の排他的権利は、次のものには及ばない。

(a) 私的に行われる行為又は経済活動に関わらない行為

(b) 発明の主題に関連する実験的目的で行われる行為。発明の主題である製品又は発明の主題である方法により得られた製品の販売許可に必要な実験及び試験を含む。

(c) 薬局における処方に基づいた個々の場合に応じた医薬品の調合、又はそのようにして調合された医薬品に関する行為

(7) ある製品が新規であって、特許方法により製造された可能性が実質的にあり、かつ、特許権者が合理的に努力しても実際に使用された方法を確認することができなかった場合は、反証がない限り、当該製品は特許方法により得られたものとみなされる。特に、特許方法が唯一の既知の方法である場合は、製品が特許方法により製造された可能性が実質的にあるものとする。

第20条 特許保護により与えられる実施の排他的権利の消尽

特許保護により与えられる実施の排他的権利は、特許権者又はその明示の同意により欧州経済地域内の市場に出された製品に関する行為には及ばない。ただし、特許権者が当該製品の一層の販売に反対する正当な利益を有する場合はこの限りでない。

第20/A条 生物工学的発明の特許保護が与える権利及び当該権利の消尽に関する規定

(1) 発明の主題が、発明の結果として固有の特性を有する生物学的材料(第5/A条(1))である場合は、実施の排他的権利(第19条)は、当該生物工学的材料から同一の又は異なる形態で増殖又は繁殖により生じた生物学的材料であって、同じ特性を有するものすべてに及ぶ。

(2) 発明の主題が、発明の結果として固有の特性を有する生物学的材料(第5/A条(1))を作り出すことを可能にする方法である場合は、実施の排他的権利(第19条)は、当該方法により直接得られた生物学的材料すべて、及び当該直接得られた生物工学的材料から同一の又は異なる形態で増殖又は繁殖により生じたその他の生物学的材料であって、同じ特性を有するものすべてに及ぶ。

(3) 発明の主題が遺伝情報を含む又は遺伝情報から成る生成物である場合は、実施の排他的権利(第19条)は、第5/A条(3)に規定する場合を除き、次のような材料すべてに及ぶ。

(a) 当該生成物が含まれているもの、及び

(b) 遺伝情報が含まれ、かつ、その機能を果たすもの

(4) (1)から(3)までにいう特許保護により与えられる実施の排他的権利は、特許権者により又はその明示の同意を得て、欧州経済地域内の市場に出された生物学的材料の増殖又は繁殖

が当該生物学的材料の販売目的である利用から必然的に生じる場合は、当該増殖又は繁殖から得られた生物学的材料には及ばない。ただし、得られた材料が後にその他の増殖又は繁殖のために用いられない場合に限る。

(5) (1)から(3)までを適用除外して、特許権者による又はその明示の同意を得た植物増殖材料の農業者に対する販売又はその他の形態の商業化は、当該農業者が、自らの農場における自らによる増殖又は繁殖を目的として、自ら収穫した当該生成物を用いることに対する許可を意味する。

(6) (5)に基づいて農業者が受ける権利を有する適用除外の範囲及び条件については、共同体植物品種権に関する理事会規則(EC)No. 2100/94 第 14 条に定める規定を適用する。

(7) (1)から(3)までを適用除外して、特許権者による又はその明示の同意を得た種畜又はその他の形態の動物繁殖材料の農業者に対する販売又はその他の形態の商業化は、当該農業者が、当該特許を受けた家畜を農業目的で用いることに対する許可を意味する。これには、自らの活動を推進する目的での当該動物又はその他の動物繁殖材料の使用が含まれるが、商業的繁殖活動の枠組内での又はその目的での販売には及ばない。当該農業者が受ける適用除外の範囲及び条件については、特定法律の規定が適用される。

第 21 条 特許保護の制限

(1) 優先日前に、ハンガリー領域内かつ自己経済活動の枠内で、善意で、発明の主題の製造若しくは使用を開始し又はその目的で真摯な準備を行った者はすべて、先使用权を有する。

(2) 先使用者は、先使用が特許製品をもたらした発明行為に基づいていたことが立証されない限り、善意の先使用者とみなされる。

(3) 特許保護は、優先日において存在する製造、使用又は準備の程度に関しては、先使用者に対して如何なる効力も有さない。先使用权は、資格のある経済組織(民法第 685 条(c))又は当該製造、使用若しくは準備が行われた経済組織の部分と共にする場合にのみ移転することができる。

(4) 特許保護の消滅の宣言とその回復の宣言との間の期間に、ハンガリー領域内かつ自己の経済活動の枠内で、発明の主題の製造若しくは使用を開始し又はその目的で真摯な準備を行った者はすべて、継続使用の権利を有する。(3)の規定は、継続使用の権利に準用する。

(5) 相互主義に従うことを条件として、特許保護の効力は、ハンガリー領域内を通過中の交通及び輸送手段又はハンガリー市場に出すことが意図されていない外国商品には及ばない。ハンガリー特許庁長官は、相互主義に関する事項について決定を下すことができる。

第 22 条 特許保護の期間

確定特許保護の期間は、出願日から 20 年とする。

第 22/A 補充的保護

(1) 満了により特許保護が消滅した後、欧州共同体規則に定める条件に基づきかつこれに定める期間の間、発明の主題に対して補充的保護が付与される。

(2) (1)にいう共同体規則の施行に関する詳細な規則は、特定法律により定める。

(3) (1)にいう共同体規則の規定又は(2)にいう別段の特定法律がない場合は、本法の規定を補充的保護証明書に準用する。

(4) 補充的保護証明書の期間については年次更新手数料を納付しなければならない。年次手数料は、各年、基本特許の出願が行なわれたと同一の暦日に、前もって納付期限が到来する。証明書付与前に期限が到来した年次手数料は、付与の決定が確定した後6月の猶予期間内に納付することもでき、また、その他の年次手数料は、納付期限後6月の猶予期間内に納付することができる。

第23条 特許保護の維持

(1) 特許保護の期間中、特定法律により定める年次特許料を納付する。初年度の手数料は、出願日が納付期限であり、その後の年の手数料は、出願日の周年日前に納付する。

(2) 特許出願の公開前に期限が到来する年次手数料は、公開日から6月の猶予期間内に納付することもできる。機密情報として扱われる特許及び暫定パイプライン特許保護の付与前に納付期限が到来する年次手数料は、当該付与に関する確定決定が法的効力を生じた日から6月の猶予期間内に納付することもできる。他のすべての年次手数料も、納付期限日から6月の猶予期間内に納付することができる。

第24条 特許保護の範囲

(1) 特許により与えられる保護の範囲は、クレームにより定める。クレームは、明細書及び図面に基づいて解釈する。

(2) 特許保護は、クレームのすべての特性を包含する製品又は方法に及ぶ。

(3) クレームの用語は、厳密な字義どおりの表現に限定してはならない。またクレームは、当該技術の熟練者がクレームされている発明を決定するための単なる指針とみなしてもならない。

(4) 特許保護が製品又は方法に及ぶか否かを決定するためには、その製品又は方法の何れかの特性がクレームされているものと同等であるかを然るべく考慮しなければならない。

第25条 権原の承継

(1) 発明及び特許保護から生じる権利は、人格権を除き、移転し、譲渡し及び質入れすることができる。

(2) 質権は、その譲渡抵当契約が書面で作成され、かつ、その質権が特許登録簿に記入された場合にのみ設定される。

第26条 特許を受ける共同の権利及び共有特許

(1) 同一の特許に2以上の特許権者がいる場合は、各共有特許権者は、その持分に対して権利を行使することができる。共有特許権者の1が持分を処分することを希望する場合は、他の共有特許権者は、第三者に対して先買権を有する。

(2) 各共有特許権者は、単独で発明を実施することができる。ただし、他の共有特許権者に対して、それぞれの持分に比例して、適正な報酬を支払わなければならない。

(3) 第三者に対する実施ライセンスは、共有特許権者の共同によらなければ付与することができない。民法の一般規定に基づく裁判所の決定をもって集合的な同意に代えることができる。

(4) 疑義があるときは、すべての共有特許権者の持分は相等しいものとみなす。共有特許権

者の1が自らの特許権保護を放棄する場合は、他の共有特許権者の権利は、それぞれの持分に比例して、当該人の持分に及ぶ。

(5) 各共有特許権者は、特許権の維持及び保護のため、個別に行動することもできる。その法的行為(和解、承認及び権利放棄を除く)は、期限の遵守又は所要の行為を怠った他の共有特許権者を拘束する。ただし、当該他の共有特許権者がその後不作為を是正しなかったことを条件とする。

(6) 共有特許権者の行為が食い違う場合は、手続における他のすべての関連事実に留意して決定が行われる。

(7) 特許に関する手数料は、持分に比例して共有特許権者が負担する。通知を受けたにも拘らず共有特許権者の何れかが負担金を支払わない場合は、その手数料を支払った共有特許権者は、支払義務を履行しなかった共有特許権者に属する持分の譲渡を請求することができる。

(8) 共有特許に関する規定は、共有特許出願に準用される。

第 III 章 実施契約

第 27 条 実施契約の締結

(1) 実施契約(特許ライセンス契約)に基づき、特許権者は発明の実施の権利を許諾し、かつ、発明を実施する者(実施権者)はロイヤルティを支払わなければならない。

(2) - (3) (廃止)

第 28 条 当事者の権利及び義務

(1) 特許権者は、如何なる第三者も実施の権利の行使を妨げ又は制限する特許における権利を有さないことを、実施契約の全期間について保証しなければならない。この保証は、所有権を移転する売主に適用される規則に従うものとする。ただし、実施権者は、取消の代わりに、即時の効果を以て契約を終了させることができる。

(2) 特許権者はまた、発明の技術的实施可能性も保証しなければならない。不完全な履行の法的結果に適用されるのと同じ規則がこの保証に適用される。ただし、実施権者は、取消の代わりに、即時の効果を以て契約を終了させることができる。

(3) 実施契約は、期間又は地域に関して無制限に、特許クレーム及び実施の形態のすべてに及ぶ。

(4) 実施の権利は、契約により明示的に定められている場合にのみ、排他的なものとなる。排他的実施のライセンスの場合は、実施の権利を取得した実施権者のほかに、契約により明示的に排除されているのでない限り、特許権者も発明を実施することができる。特許権者は、実施権者が所定の状況の下で合理的な期間内に実施を開始しない場合は、ロイヤルティが比例的に減少することを前提として、ライセンスの排他性を終了させることができる。

(5) 特許権者は、特許に関する第三者の権利及びその他の重要な事情について実施権者に通知しなければならない。ただし、特許権者は、明示的に合意された場合にのみ、経済上、技術上及び組織上のノウハウを移転する義務を負う。

(6) 実施権者は、特許権者の明示の同意があった場合にのみ、第三者に対してライセンスを移転し、又はサブライセンスを付与することができる。

(7) 特許権者は、特許を維持しなければならない。

第 29 条 実施契約の終了

実施契約は、契約期間が満了し、特定の事情が発生し又は特許が満了した場合は、その時点で終了する。

第 30 条 実施契約に関する規定の効力

(1) 当事者は、法律により禁止されていない場合は、互いの合意により、実施契約に関する規定を適用除外することができる。

(2) 実施契約に関する事項で本法に定がないものについては、民法の規定を適用する。

第 IV 章 強制ライセンス

第 31 条 不実施による強制ライセンス

特許権者が特許出願日から 4 年又は特許付与から 3 年の何れか遅く満了する期間内に国内需要を満たすためにハンガリー領域内で発明を実施しなかった場合、又はその目的で真摯な準備をせず若しくはライセンスを許諾しなかった場合は、強制ライセンスがライセンスの申請人に付与される。ただし、特許権者が不実施の正当性を証明する場合は、この限りでない。

第 32 条 従属特許に関する強制ライセンス

(1) 他人の特許(以下「基本特許」という)を侵害しなければ自己の特許発明を実施することができない場合は、請求に基づき、かつ、基本特許の実施に必要な範囲内で、強制ライセンスが従属特許の所有者に付与される。ただし、基本特許においてクレームされた発明に比して、従属特許においてクレームされた発明が相当な経済的意義を有する重要な技術の進歩を伴うことを条件とする。

(2) (1)に基づき基本特許に関して強制ライセンスが付与された場合は、当該基本特許の所有者は、強制実施権に関する共通規定に基づき、従属特許においてクレームされた発明を実施するライセンスを合理的な条件で受けることができる。

(3) 第 XIII 章に規定する植物品種保護の主題を、特許を侵害することなしに実施することができない場合も、第 33 条(1)及び(2)の規定を準用する。

第 33 条 不実施により及び従属特許に関して付与される強制ライセンスに関する一般規定

(1) 強制ライセンスの申請人は、強制ライセンスの要件が満たされていることのほかに、次のことを証明しなければならない。

(a) 特許権者が、適正な条件に基づき、かつ、合理的な期間内に特許を実施するための自発的ライセンスを付与しようとしなかったこと

(b) 申請人が、必要な程度に当該発明を実施することができること

(2) 強制ライセンスは、主として国内需要を満たすのに必要な実施についてのみ付与することができる。強制ライセンスは、実施の排他的権利を与えるものではない。強制ライセンスの範囲及び存続期間は、強制ライセンスにより許諾された実施目的を考慮に入れて、裁判所が定める。強制ライセンスは、制限付で又は制限なしで付与することができる。強制ライセンスは、これを放棄し又は取り消さない限り、裁判所が定める有効期間が満了するまで又は特許保護が消滅するまで効力を有する。強制ライセンスは、特許登録簿に記録される。

(3) 特許権者は、強制ライセンスと引換えに適正な補償を得るものとする。補償額は、当事者間で合意に達さない場合は、裁判所が定める。補償額は、当該強制ライセンスの経済価値を適切に考慮に入れたものとする。特に、補償額は、強制ライセンスの所有者が特許権者と実施契約を締結したと仮定して、当該発明の技術分野におけるライセンス許諾条件を考慮して同契約に基づいて支払ったであろうロイヤルティと見合うものでなければならない。

(4) 強制ライセンスの所有者は、特許維持及び特許保護から生じる権利の行使について特許権者が受けるのと同一の権利を享受する。

(5) 強制ライセンスの所有者が存在しなくなり又はその組織単位が分離した場合は、強制ライセンスは、権原承継人に移転する。基本特許に関して付与された強制ライセンスは、従属特許と一体でのみ譲渡することができる。ただし、強制ライセンスは、他の何人にも譲渡又は移転することができない。強制ライセンスの所有者は、実施ライセンスを付与することができない。

(6) 強制ライセンスの所有者は、いつでも、強制ライセンスを放棄することができる。当該所有者が強制ライセンスの確定的付与から1年以内に実施を開始しない場合は、特許権者は、強制ライセンスの変更又は取消を請求することができる。

(7) 特許権者は、強制ライセンスの基礎となる事情が消滅し、かつ、再び生じる見込みがない場合は、強制ライセンスの変更又は取消を請求することができる。変更又は取消は、強制ライセンスの所有者の正当な利益を侵害しない形で行うものとする。

第 33/A 条 公衆衛生問題に関する強制ライセンス

(1) ハンガリー特許庁は、公衆衛生問題を有する国への輸出のための医薬品の製造に関する特許の強制ライセンス許諾に関する 2007 年 5 月 17 日の欧州議会及び理事会規則 (EC) No. 816/2006 (以下「規則 816/2006/EC」という) に定める場合及び条件において、発明の実施のための強制ライセンスを付与する。

(2) 実施権者は、(1) に基づく強制ライセンスに基づいて実施ライセンスを付与することはできない。

(3) 実施権者は、(1) に基づくその強制ライセンスをいつでも放棄することができる。(1) に基づく強制ライセンスは、放棄され又は取り消されない限り、ハンガリー特許庁が定める有効期間の満了まで又は特許保護の満了まで効力を有する。

第 V 章 発明及び特許の侵害

第 34 条 発明の侵害

特許出願又は特許の主題が他人の発明から不法に窃用されている場合は、被害者又はその権原承継人は、自らが当該特許の全部又は一部に権利を有する旨を主張することができ、かつ、民事責任に関する規定に基づく損害賠償を請求することができる。

第 35 条 特許の侵害

(1) 特許発明を不法に実施する者は、特許を侵害することとなる。

(2) 特許権者は、事情に応じて、次の民事救済に訴えることができる。

(a) 侵害の事実につき裁判所の宣言を請求すること

- (b) 侵害者が侵害を又は侵害をもって直接おびやかす行為を停止するよう差止を請求すること
 - (c) 侵害者が侵害商品の生産及び流通又は侵害サービスの提供に関わる者の身元並びにその流通経路に関する情報を提供するよう要求すること
 - (d) 宣言による又は適切な他の手段による侵害者からの賠償を要求すること。必要な場合は、この宣言は、侵害者により又はその費用において公表されなければならない。
 - (e) 特許の侵害から得た不当利得の引渡を請求すること
 - (f) 侵害製品並びに専ら又は主として侵害のために用いられた手段及び材料の差押、特定の者への移転、商業経路からの回収及び確定的除去又は廃棄を請求すること
- (3) 特許権者は、特許が侵害された場合は、民事責任に関する規定に基づく損害賠償を請求することもできる。
- (4) 特許権者は、そのサービスが侵害活動において用いられた者に対しても、(2)(b)にいう請求を行うことができる。
- (5) 特許権者は、次の者に対しても、(2)(c)にいう請求を行うことができる。
- (a) 侵害商品を商業規模で保有していると認められた者
 - (b) 侵害サービスを商業規模で用いていると認められた者
 - (c) 侵害活動において用いられたサービスを商業規模で提供していると認められた者
 - (d) (a)から(c)までにいう者から、侵害商品の生産若しくは流通又は侵害サービスの提供に関わっていると指摘された者
- (6) (5)(a)から(c)までの適用上、侵害商品又はサービスの性質及び数量を考慮してある行為が直接的又は間接的な経済上又は商業上の利益のために行われていることが明白な場合は、当該行為は商業規模で行われているものとする。別段の証拠がない限り、消費者が善意で行う行為は、商業規模で行われた行為とはみなさない。
- (7) (2)(c)及び(5)に基づき、侵害者又は(5)にいう者は、特に次の情報を提供するよう求められることがある。
- (a) 侵害商品又はサービスの生産者、流通者、供給者及び所有者並びに意図された又は関わりがあった卸売業者及び小売業者の名称及び宛先
 - (b) 侵害商品又はサービスが生産され、引き渡され、受領され又は発注された数量、及び当該商品又はサービスに関する取引価格
- (8) 裁判所は、特許権者の請求に基づき、差し押さえられ、回収され又は商業経路から確定的に除去された手段、材料及び商品の侵害性を除去する旨、又はこれが可能でない場合は、破棄する旨を決定する。裁判所は、正当な根拠がある場合は、差し押さえられた手段及び材料を廃棄する代わりに、司法執行手続に基づいて競売に付すよう命じることができる。この場合は、裁判所は、売却金を如何に用いるべきかを決定する。
- (9) 侵害活動で用いられた手段及び材料並びに侵害商品が侵害者に保持されていないときでも、所有者が侵害を知っていたか又は侵害について知るべき合理的な理由を有していた場合は、これらの差押が認められる。
- (10) 裁判所は、(2)(f)及び(8)にいう措置を侵害者の費用において命じる。ただし、特定の場合の事情を考慮してそうしないことに正当な根拠があるときはこの限りでない。裁判所は、回収及び商業経路からの確定的除去又は廃棄を命じるに当たり、第三者の利益を考慮し、かつ、当該措置が侵害の重大性に見合うことを確実にした上で決定を行う。

(11) 裁判所は、特許権者の請求に基づいて、侵害者の費用において裁判所の決定を公表するよう命じることができる。裁判所は、公表の態様に関して決定を行う。公表とは、特に、日刊全国紙又はインターネットでの公表をいう。

第 35/A 条 特許侵害に対する税関の措置

特許権者は、特許が侵害された場合は、特定法律の規定により、侵害商品が市場に出されることを防止するための税関当局による措置を請求することができる。

第 36 条 特許侵害の際の出願人及び実施権者の権利

(1) 発明について仮保護を与えられた出願人も特許侵害に関する訴訟手段をとることができる。ただし、特許付与の決定が最終的になるまで、手続は停止される。

(2) 特許の侵害があった場合は、契約ライセンスの所有者は、侵害を止めさせるために適切な措置をとるよう特許権者に対して求めることができる。特許権者が、当該求めがあつてから 30 日以内に措置をとらない場合は、特許登録簿に記録されている実施権者は、自己名義で特許侵害に関する訴訟手段をとることができる。

第 37 条 不侵害の決定

(1) 特許侵害訴訟の被告になる虞があると考える者は、訴訟が提起される前に、実施した又は実施しようとしている製品又は方法が特定の特許を侵害しないことを確認する決定を請求することができる。

(2) 不侵害を宣言する最終決定が行われた場合は、同一の製品又は方法に関して当該特定特許を基礎とする侵害訴訟を提起することはできない。

第 VI 章 特許保護の消滅

第 38 条 特許の仮保護の消滅

特許の仮保護は、次の場合は遡って消滅する。

- (a) 特許出願が確定的に拒絶された場合
- (b) 猶予期間末までに年次手数料が納付されなかった場合
- (c) 出願人が保護を放棄した場合

第 39 条 確定特許保護の消滅

確定特許保護は、次のとおり消滅する。

- (a) 保護期間が満了した場合は、満了日の翌日に
- (b) 猶予期間末までに年次手数料が納付されなかった場合は、納付期限日の翌日に
- (c) 特許権者が特許保護を放棄した場合は、放棄受領の翌日又は放棄者が指定したこれよりも早い日に
- (d) 特許が取り消された場合は、遡って出願日に

第 40 条 特許保護の回復

(1) 年次手数料不納を理由として特許保護が消滅した場合は、保護は、出願人又は特許権者

の請求により回復される。

(2) 特許保護回復は、猶予期間満了後の3月以内に請求することができる。特定法律により定める手数料をこの期限内に納付しなければならない。

第41条 特許保護の放棄

(1) 特許出願登録簿に記入された出願人又は特許登録簿に記入された特許権者は、ハンガリー特許庁に対する書面による宣言をもって特許保護を放棄することができる。

(2) 放棄が、法律、当局の決定、ライセンス契約若しくはその他の特許登録簿に記録された契約に由来する第三者の権利に影響を及ぼす場合又は特許登録簿に訴訟が記録されている場合は、本法により別段に規定されていない限り、関係当事者の同意を得てのみ効力を生じる。

(3) 特許クレームの一部を放棄することもできる。

(4) 特許保護の放棄の取下は、法的効果を有さない。

第42条 特許の取消及び制限

(1) 次の場合は、特許は、成立まで遡って取り消される。

(a) 特許の主題が第6条(1)(a)に定める要件を満たしていない場合

(b) 明細書が、本法(第60条(1))により求められる明確かつ完全な態様で発明を開示していない場合

(c) 特許の主題が、付与された出願日にした出願の内容を越え、又は分割の場合は、分割出願の内容を越えている場合

(d) 特許が、本法に基づいて当該特許を受ける権原がない者に付与されている場合

(2) 取消の理由が部分的にのみ特許に影響を及ぼす場合は、これに見合う特許の制限の形で取消を宣言するものとする。

(3) 取消請求が最終決定で拒絶された場合は、同一の理由による同一の特許取消手続をあらためて提起することはできない。

第43条 ロイヤルティの返還請求

確定特許保護が付与の時に遡って消滅した場合は、特許権者又は発明者に支払われたロイヤルティのうち発明の実施から生じた利益に該当しなかった部分についてのみ返還の請求をすることができる。

第 II 部 ハンガリー特許庁における特許事項に関する手続

第 VII 章 特許手続に関する一般規定

第 44 条 ハンガリー特許庁の権限

- (1) (廃止)
- (2) ハンガリー特許庁は、次の特許事項について権限を有する。
 - (a) 特許の付与
 - (b) 特許保護の消滅及び特許保護の回復に関する決定
 - (c) 特許の取消
 - (d) 不侵害に関する決定
 - (e) 特許明細書の解釈
 - (f) 特許出願及び特許の(維持に関する事項を含む)登録簿を備えること
 - (g) 特許事項に関する公式情報
- (3) ハンガリー特許庁は、欧州特許出願及び欧州特許(第 X/A 章)並びに国際特許出願(第 X/B 章)に関する規定の適用から生じる事項についても権限を有する。
- (4) ハンガリー特許庁は、特定法律に規定する補足的保護証明書に関する事項についても処理する。
- (5) ハンガリー特許庁は、規則 816/2006/EC(第 33/A 条(1))が適用される強制ライセンスに関する事項(第 83/A 条から第 83/H 条まで)についても処理する。

第 45 条 行政手続の一般規則の適用

- (1) ハンガリー特許庁は、行政手続の一般規則に関する法律の規定を適用することにより、その管轄下にある特許事項を処理する。ただし、本法に定める例外を除く。
- (2) 別段の法律の規定がない場合は、ハンガリー特許庁は、請求に基づいて、その管轄下にある特許事項を処理する。
- (3) 手続開始及び最初の接触の(職権による又は請求に基づいて発せられる)通知に係わる行政手続の一般規則に関する法律の規定は、特許事項には適用しない。
- (4) 権原承継に係わる行政手続の一般規則に関する法律の規定は、特許事項には適用しない。

第 46 条 ハンガリー特許庁の決定

- (1) (廃止)
- (2) 取消手続、不侵害の決定に関する手続及び(本法に別段の規定がない限り)規則 816/2006/EC(第 33/A 条(1))が適用される強制ライセンスに関する手続(第 83/A 条から第 83/H 条まで)において、ハンガリー特許庁は、3名の構成員から成る合議体の形で手続を進め、聴聞において決定を下す。同庁は、特許明細書の解釈についても、3名の合議体の形で専門的意見を述べる。合議体は、過半数で決定を行う。
- (3) ハンガリー特許庁の決定は、再審理の請求がない限り、送達時に効力を生じる。
- (4) ハンガリー特許庁の決定は、次の何れかの場合は、告示により伝達される。
 - (a) 当事者の宛先又は事業の場所(営業所、支店)が不明である場合、又は
 - (b) 郵便物が、当事者の所在又は宛先が不明である旨のメモを付して返された場合

(5) 告示は、同じ日にハンガリー特許庁の公報及びウェブサイトで公表する。告示により伝達された決定は、告示の公表から15日目に交付されたものとみなす。告示による決定の伝達に関係するその他の事項については、行政手続の一般規則に関する法律の規定を適用する。ただし、掲示というときは、告示の公表を意味する。

(6) 第51条(1)の規定が適用される場合は、決定はすべて代理人に交付される。

(7) 決定の公表に係わる行政手続の一般規則に関する法律の規定は、特許事項には適用しない。

第47条 事実の確定

(1) ハンガリー特許庁は、その手続において、(2)に定める場合を除き、自己の発意により事実を審査する。同庁は、当該審査において、当事者の申立に制限されない。

(2) 取消手続、不侵害の決定に関する手続及び第83条/E条から第83/G条までに定める手続において、ハンガリー特許庁は、当事者の申立及び陳述並びにこれらの者により正当化されたデータに基づき、請求の枠組の中で事実を審査する。

(3) ハンガリー特許庁の決定は、関係当事者が意見を陳述する機会を有した事実及び証拠にのみ基づくことができる。ただし、当事者が期限内に提示しなかった事実又は証拠は、考慮に入れない。

(4) 当事者は、脱漏の法的結果についての通知と共に、特許事項について提出した書類の不備を更正するよう求められ又は通知される。

(5) 特許事項においては、公聴会は開催されない。

第48条 期限

(1) 本法に定める期限は延期することができない。期限に従わない場合は、通知なしに、法的結果が生じる。

(2) 本法が不備の更正又は陳述の提出に関する期限を定めていない場合は、少なくとも2月で4月以下の期限を設けるものとする。特に正当な根拠がある場合は、更なる期限延期及び4月を超え6月を超えない期限延期も認めることができる。

(3) (2)にいう期限が遵守されていない場合は、不遵守を理由としてなされる決定の通知日から2月以内に手続の継続を請求することができる。

(4) 怠った行為は、手続の継続を請求すると同時に完了しなければならない。

(5) ハンガリー特許庁が手続の継続請求を認めた場合は、不履行当事者により完了された行為は、不遵守となった期限内に実施されたものとみなされ、かつ、不遵守を理由としてなされた決定は、全面的若しくは部分的に取り消されるか、又は必要な範囲で修正される。

(6) 手続の継続は、取消手続、不侵害の決定に関する手続及び第83条/E条から第83/G条までに定める手続においては請求することができない。

(7) 行政手続法が行政について定める期限は、特許事項には適用されず、所管当局のその他の措置について期限を定める行政手続法の規定も適用されない。

(8) 特許事項において、郵便による書類の提出日は、その書類がハンガリー特許庁に配達された日である。ハンガリー特許庁の定める期限後に配達された書類は、それが期限到来前に書留郵便で投函されていた場合は、適時に提出されたものとみなされる。ただし、期限到来後2月を超えて書類が配達された場合は、この限りでない。

第 49 条 原状回復

(1) 特許事項について、(6)又は(7)に基づき排除されない限り、原状回復請求は、遵守されなかった期限から又は遵守されなかった期間の末日から 2 月以内に提出しなければならない。ただし、不遵守の発生が当事者の過失によらないことを条件とする。当該請求は、不遵守の理由及び不遵守が過失なしに生じたことを証明できるようにしなければならない。

(2) その後当事者が不遵守の事実を知った場合又はその後不遵守の理由が除去された場合は、期限は、不遵守が知られた日又は不遵守の理由が除去された日から計算する。原状回復請求は、遵守されなかった期限から又は遵守されなかった期間の末日から 12 月以内に限り認められる。

(3) 優先権主張に必要な出願について工業所有権の保護に関するパリ条約第 4 条により定められ、又は国内優先権の主張について規定(第 61 条(1)(c))される 12 月の期限の不遵守の場合は、原状回復請求は、当該期限の最終日から 2 月以内に認められる。

(4) 期限が遵守されない場合は、怠った行為は、原状回復請求の提出と同時に履行されていないなければならない。

(5) ハンガリー特許庁が原状回復を認めた場合は、不履行当事者により行われた行為は、不遵守となった期限内に行われたものとみなす。遵守されなかった日に行われた聴聞は、必要な場合は繰り返して行うものとする。不遵守の結果としてなされた決定は、全面的若しくは部分的に取り消すか、又は必要な範囲で若しくは新たな聴聞の結果により修正し又は維持する。

(6) 次の期限の不遵守の場合は、原状回復は排除される。

(a) 原状回復請求及び手続の継続請求の提出のために定めた期限((1)から(3)まで及び第 48 条(3))

(b) 優先権申立の提出及び変更のために定めた期限(第 62 条(2)及び(6))

(7) 原状回復は、手続の継続請求(第 48 条(3)から(6)まで)により不遵守の結果が回避される期限については認められない。

第 50 条 手続の中止

(1) 特許を出願する権利又は特許を受ける権利に関して訴訟が提起された場合は、裁判所の決定が確定するまで、特許手続は中止される。特許事案の実体的事項についての決定が、手続が他の当局の管轄下にある事項に関する先の判断に依存する場合は、ハンガリー特許庁は、当該特許手続を中止する。

(2) 当事者の死亡又は法人の解散の場合は、権原承継人が伝達を受け、かつ、同人の主張が正しいとされるまで手続は中止される。権原承継人が当該事案の事情を考慮して合理的な期間内に伝達を受けなかった場合は、ハンガリー特許庁は、手続を終了し、利用可能な材料に基づいて決定を下す。

(3) ハンガリー特許庁は、自己の管轄下にある、他の密接に関連する手続において決定が下されることなしには当該事案について正当な理由に基づく決定を下すことができない場合は、当事者の請求により又は職権をもって特許手続を中止する。

(4) 特許付与手続は、(1)又は(3)の規定が適用される場合を除き、出願人の請求により中止することはできない。

(5) 手続の中止は、すべての期限を停止させ、中止の終了により期限は再開する。

(6) 手続の中止の場合においても、ハンガリー特許庁は、進行中の手続行為及びその遂行のために定められた期限は中止による影響を受けない旨を決定することができる。

第51条 代理

(1) 国際条約に別段の規定がない場合は、外国の出願人は、ハンガリー特許庁の管轄下にあるすべての特許事項について、認可された特許弁護士又は弁護士により代理されなければならない。

(2) 委任状は、文書により作成するものとする。(ハンガリー国内又は国外の)特許弁護士、弁護士、特許弁護士事務所、法律事務所の特許弁護士パートナーシップに付与された委任状の有効性は、本人の署名をもって足りるものとする。委任状は、包括的な授権であることもでき、それに基づいて代理人は、本人が当事者である、ハンガリー特許庁の管轄下にあるすべての特許事案を処理することができる。法律事務所、特許弁護士事務所又は特許弁護士パートナーシップに付与された委任状は、自己が当該事務所又はパートナーシップの枠組内で働いていることを証明する者に付与された委任状であるとみなす。

(3) ハンガリー特許庁は、次の者のために、特許弁護人及び弁護士の中から受託者を選任する。

(a) 相手方当事者の請求により、不明の相続人又は所在不明の当事者、又は

(b) 相手方当事者の請求により、授権された代理人を有さない外国当事者

(4) 当該外国人が欧州経済地域加盟国の領域内に住所又は本拠地を有する自然人又は法人である場合は、(1)及び(3)(b)は適用しない。

(5) (3)(b)及び(4)の規定を適用することができず、かつ、当該外国人が(1)の規定を履行しない場合は、ハンガリー特許庁は、第68条(2)から(4)までの規定を準用する。ただし、手続に相手方当事者として参加する外国人が(1)の規定を履行しない場合は、同庁は、請求により、その処理時点での情報に基づいて決定を下すものとする。

(6) 当該選任を請求した当事者は、受託者の費用及び賃金を前払しなければならない。

第52条 言語の使用

(1) 特許手続の言語はハンガリー語とする。クレームを含む特許明細書、図面の文言部分及び要約は、ハンガリー語でなければならない。

(2) 特許事項に関して、外国語の書類も提出することができる。ただし、ハンガリー特許庁は、ハンガリー語への翻訳文の提出を要求することができる。翻訳文の正確性又は外国語の書類に含まれる事実の真正性が正当な理由により疑問視される場合にのみ、認証翻訳文が求められる。

(3) 優先権書類(第61条(4))のハンガリー語翻訳文の提出は、優先権主張の効力が発明の特許性に関する決定に影響する場合にのみ要求される。優先権書類の翻訳文を提出する代わりに、出願人は、特許出願が外国出願の翻訳文と同じであることを宣言することができる。第61条(5)の規定は、優先権書類の翻訳文にも適用する。

第53条 ファイルの利用

(1) 特許出願の公開前は、出願人、その代理人、専門家又は専門的意見を述べるために呼び出された者のみがファイルを閲覧することができる。発明者は、出願人でない場合にも、フ

ファイルを閲覧することができる。

(2) 行政手続の一般規則に関する法律に定める場合とは別に、次のものは、公開後であっても、閲覧書類からも除かれる。

(a) 決定の準備のために用いられた書類及び当事者に伝達されていない専門家の意見、及び

(b) 発明者が名称の公表を差し控えるよう請求した場合は、発明者の特定を示す書類

(3) ハンガリー特許庁は、手数料の納付を受けて、閲覧可能な書類の写しを交付する。

(4) 特許事項における手続は、相手方当事者が加わる場合にのみ公開される。

(5) 国防又は国の安全上求められる場合は、ハンガリー特許庁長官は、特定法律に基づく手続において、かつ、特定法律の規定に基づく所管大臣の提案により、特許出願を機密扱いにすることができる。

(6) 国際条約から生じる義務に基づいて、ハンガリー特許庁長官は、(5)にいう手続に従うことなく、特許出願を機密扱いにする。

(7) 特許出願が機密扱いとなった場合は、出願人及び発明者は、自己の特許出願について、その内容の利用又は知得に対して許可がなくても利用する権原を有することに変わりはない。

(8) 特許出願が機密扱いとなった場合は、第56条及び第X/A章から第X/B章までに基づいて、それに関する如何なる情報も公衆には与えられない。

(9) 特許出願が機密扱いとされた場合は、この扱いを提案した大臣は、(10)にいう場合を除き、自ら所管する省のために又は無任所大臣の場合はハンガリー首相府のために、排他的実施権を保証する実施契約を、特許付与後の合理的な期間内に出願人と締結するものとする。実施契約は、特許保護が消滅したときに、又はそれより早い場合は、特許がもはや機密扱いされなくなったときに終了する。実施権者は、特許保護の維持に責任を負う。実施ライセンスについて支払うべき料金は、発明の主題の技術的分野における実施許諾条件に基づいて一般的であるロイヤルティに見合うものでなければならない。実施権者が所定の状況下で合理的な期間内に実施を開始しなかった場合でも、前記の額が支払われるべきである旨が契約書に規定される。特許権者はまた、出願日から特許付与日までの期間に対する料金も受ける権原を有する。

(10) (6)に基づいて機密扱いとされた特許出願の場合は、(9)の規定は適用されない。

(11) (6)に基づき特許出願を機密扱いにする前に、国際協定により明確に許容されている場合は、ハンガリー特許庁は、出願人に対し、出願を機密扱いにすることから生じる補償を請求する自らの権利を宣言書により放棄するよう求める。出願人が自らの権利を放棄しない場合、又は所定の期限内に求めに応じない場合は、当該特許出願は、取下とみなされる。

(12) ハンガリーは、(6)に基づき特許出願を機密扱いにする場合にのみ、出願人に補償を行う。ただし、ハンガリーが機密扱いの延長を要請する場合、又は欧州原子力共同体以外での出願を妨げる場合を含めて、機密扱いがハンガリーにより主導されたことを条件とする。

(13) 機密扱いとされた特許出願がハンガリー特許庁により拒絶された場合は、ハンガリー特許庁長官は、そのことを遅滞なく所管大臣に通知しなければならない。同時に長官は、所管大臣に対し、拒絶された出願に記載された発明の機密としての扱いを取り消すか、又はこの扱いを維持するかの何れかを提案するよう要請しなければならない。ハンガリー特許庁長官は、所管大臣の提案に基づいて、機密扱いの取消又は維持に関する決定を行う。機密扱いの維持の場合は、ハンガリーは、発明を機密として扱うことに対して、出願人に補償を行う。

第 53/A 条 法的救済

(1) ハンガリー特許庁の決定に対しては、審判請求、再聴聞及び監督的手続並びに公訴官の異議申立は認められない。

(2) 特許事項におけるハンガリー特許庁の決定は、第 XI 章に定める非訟民事手続において裁判所により再審理される。

(3) 本法に別段の規定がない場合は、ハンガリー特許庁は、再審理請求が行われた場合のみ、かつ、当該請求が裁判所に送達されるまでに限り、次の事項に関して行った、当該手続を終了させる決定を撤回又は変更することができる。

(a) 特許の付与

(b) 特許保護の消滅及び特許保護の回復に関する決定

(c) 特許の取消

(d) 不侵害に関する決定

(e) 規則 816/2006/EC(第 33/A 条(1))が適用される強制ライセンスの付与、変更及び再審理並びに実施権者が保管する書籍及び記録の利用(第 83/A 条から第 83/G 条まで)

(f) 公開された欧州特許出願のクレームの翻訳文の公表、欧州特許の明細書のハンガリー語翻訳文の提出及び翻訳文の訂正

(4) 本法に別段の規定がない場合は、ハンガリー特許庁は、(3) (c) から (e) までにいう事項に関して行った、当該手続を終了させる決定を再審理請求に基づいて撤回又は変更することができる。ただし、同庁がその決定は法律に違反する旨を確認した場合又は当事者が一致して当該決定の変更若しくは撤回を請求する場合に限る。

第 53/B 条 司法執行

(1) 司法執行に関する行政手続法の規定は、手続上の罰金を科すハンガリー特許庁の命令に適用する。

(2) 費用の配分に関するハンガリー特許庁の決定は、司法執行に関する 1994 年法律 LIII の規定を適用して執行する。

第 53/C 条 費用及び手数料

(1) 特許事項に関して費用及び手数料の納付が免除されることはない。

(2) 本法に定める手数料を納付する義務とは別に、特許事項における次の請求に対して、行政サービスに係る手数料も納付しなければならないが、その金額は特定法律により定められ、特定法律に定める詳細規則に従って納付する。

(a) 補正、期限延期の請求、及び原状回復又は手続継続の請求

(b) 権原承継、質権及び実施ライセンスの記録を求める請求

(3) 正当な根拠のある場合において、ハンガリー特許庁は、代理人手数料の金額を、実際に行われた代理行為と釣り合っていないときは、減額することができる。この場合は、ハンガリー特許庁は、訴訟手続において適用される弁護士及び特許弁護士の手数料及び経費に関する規定を準用して処理する。

第 53/D 条 電子行政及び庁の電子サービス

(1) 特許事項において、手続の当事者は、(2) に基づく場合を除き、ハンガリー特許庁と電子

的手段による通信をする権原を有さず、また、ハンガリー特許庁は、当事者と電子的手段による通信をする義務を負わない。

(2) 次のものは、第 57/A 条、第 84/E 条(3)、第 84/H 条(3)及び第 84/K 条(2)に定める規則及び条件に基づいて電子的に提出することもできる。

- (a) 特許出願
 - (b) クレーム及びクレームのハンガリー語翻訳文の公開請求
 - (c) 欧州特許の正文のハンガリー語翻訳文
 - (d) (b) 及び(c)にいう翻訳文の訂正請求
- (3) SMS による情報の請求及び提供は、特許事項においては認められない。

第 53/E 条 特許法条約の適用

(1) 特許法条約と本法第 II 部との間に矛盾がある場合は、特許法条約に別段の規定がある場合を除き、出願人及び特許権者にとってより好都合な方の規定を適用する。

(2) 特許事項において提出した書類が特許法条約により規定される要件を充足する場合は、本法に規定する又は本法による同一内容の要件は、特許法条約に基づく権限に従って本法に規定する又は本法により他の法律に規定する要件を除き、満たされているものとみなす。

第 VIII 章 特許事項の登録、公衆に対する情報

第 54 条 特許出願登録簿、特許登録簿

(1) ハンガリー特許庁に特許出願登録簿及び特許登録簿を備える。これらには、特許に関するすべての事実及び事情を含めなければならない。欧州特許(第 X/A 章)は、特許登録簿の別個の部分に記入する。

(2) 特許登録簿には、特に次の事項を記入する。

- (a) 特許の登録番号
 - (b) 参照番号
 - (c) 発明の名称
 - (d) 特許権者の名称(公式名称)及び宛先(営業場所)
 - (e) 代理人の名称及び営業場所
 - (f) 発明者の名称及び宛先
 - (g) 出願日
 - (h) 優先権に関する情報
 - (i) 特許付与決定の日
 - (j) 納付した年次手数料の額及び納付日
 - (k) 特許保護の消滅及び特許の制限の法的根拠及び日
- (1) 実施ライセンス及び強制ライセンス

(3) 特許保護に関する権利は、特許登録簿に記録されている場合は、対価を支払って権利を取得した善意の第三者に対して援用することができる。

(4) 何人も、特許登録簿を閲覧することができ、かつ、手数料を納付して登録簿の登録事項の写しを請求することができる。

(5) 出願の公開後は、(3) 及び(4) の規定を特許出願登録簿に準用する。

第 55 条 特許登録簿への記入

(1) 特許出願登録簿又は特許登録簿への記入は、ハンガリー特許庁又は裁判所の決定に基づいてのみ行うことができる。第 85 条(1)に列挙する決定に基づく記入は、定められた期限内に再審理請求がない場合又は再審理に関する裁判所の決定が最終的になった場合にのみ、これを行うことができる。

(2) ハンガリー特許庁は、書面による請求に基づいて、特許保護に関する権利及び事実について決定を行う。当該請求には、十分な証拠となる公文書又は私文書を添付しなければならない。

(3) 請求が方式上の不備のために無効である書類若しくは法律が要求する公的な証明がない書類に基づいている場合又は包含された法的陳述が無効であることが書類の内容から明白である場合は、請求は認められない。

(4) 請求又はその同封物に更正し得る不備を包含する場合は、出願人に対し、更正を行うよう又は意見を述べるよう求める。

第 56 条 公衆に対する情報

ハンガリー特許庁の公報は、「特許及び商標公報」である。同公報は、特に、特許出願及び特許に関する次のデータ及び事実を掲載するものとする。

(a) 一定のデータの伝達では、出願人及び代理人の名称及び宛先、出願の参照番号、出願日及び優先日(優先日が異なる場合)、国際公開番号(国際出願の場合)並びに発明の名称

(b) 特許出願の公開では、(a)に列挙するデータ並びに発明者の名称、発明の国際分類コード、特徴的な図形を付した要約及び調査報告作成の後公開するか否かについての陳述

(c) 特許付与後は、登録番号、特許権者の名称(公的名称)及び宛先(営業場所)、代理人の名称及び営業場所、参照番号、出願日、優先日、発明の名称、特許の国際分類コード、発明者の名称及び宛先並びに付与の決定日

(d) 特許保護の消滅、特許の制限及び特許保護の回復の法的根拠及び日

第 56/A 条

第 X/A 章及び第 X/B 章に規定される欧州特許出願及び欧州特許並びに国際特許出願に関する公式情報も、特許及び商標公報に公表する。

第 IX 章 特許付与手続

第 57 条 特許出願及び要件

(1) 特許付与手続は、ハンガリー特許庁に対する特許出願により開始される。

(2) 特許出願には、特許付与を求める願書、1 又は 2 以上のクレームを付した発明の明細書、要約、必要な場合は図面及びその他関連書類が含まれる。

(3) 特許出願に際して遵守すべき詳細な方式要件は、特定法律により定める。

(4) 特許出願の際は、特定法律により定める出願手数料及び調査手数料を納付しなければならない。手数料は、出願日から 2 月以内に納付するものとする。

(5) 特許出願を構成する書類が外国語で作成されている場合は、クレームを付した特許明細書、要約及び図面は、出願日から 4 月以内にハンガリー語で提出するものとする。

(6) 出願人は、公開までは、第 41 条の規定に従い、特許出願を取り下げることができる。

第 57/A 条 電子様式による特許出願

(1) 特許出願は、その目的でハンガリー特許庁が作成した電子様式を用いることにより電子的に行うこともできる。

(2) ハンガリー特許庁は、電子様式で行われた特許出願を受領したときは、出願人に対し、特定法律に定める態様で、電子受領番号を記載した自動通知を送付する。

(3) ハンガリー特許庁は、電子様式で行われた特許出願を受領した後、直ちに、それが電子行政に関する法的要件を満たすか否かを審査する。

(4) 電子的な送付の場合は、電子出願は、電子受領の自動通知が出願人に送付された時になされたものとみなす。ただし、ハンガリー特許庁が、受領した書類が解釈不可能であると認定し、その旨を電子メールで当事者に通知した場合はこの限りでない。

(5) 解釈不可能な書類を送付した当事者は、(4)に基づく通知の受領を確認しなければならない。同当事者が 15 日以内に通知の受領を確認しない場合は、ハンガリー特許庁は、この通知を郵便で当該当事者に送付する。

(6) (廃止)

(7) 特許の電子出願に関する詳細な規則は、特定法律で定める。

第 58 条 出願日

(1) 出願日とは、少なくとも次のものを含む出願書類をハンガリー特許庁に提出した日をいう。

(a) 特許を求めている旨の表示

(b) 出願人を特定する又は出願人との連絡を可能にする情報

(c) 明細書又は明細書と認めることができる書類(他の要件を遵守しない場合も含む)、又はその代わりに、先の出願への言及

(2) (1) (a) 及び (b) にいう表示は、出願日の付与のためにはハンガリー語でもなければならない。

(3) 出願日付与のために、先の出願への言及も、ハンガリー語で表示しなければならず、先の出願の番号及びそれを提出した工業所有権当局を特定しなければならない。その言及から、これが出願日付与の目的では明細書及び図面の提出に代わるものであることが明白となる。

(4) 明細書の代わりに、出願日付与のために先の出願への言及をする場合は、この言及を含む出願の受領から 2 月以内に先の出願の写し(及びこれが外国語の場合は、そのハンガリー語翻訳文)を提出しなければならない。第 61 条(5)の規定は、この写し及び翻訳文にも準用する。

第 59 条 発明の単一性

特許出願においては、1 の発明のみ又は単一の包括的発明概念を構成するように関連した一群の発明についてのみ特許保護を求めることができる。

第 60 条 発明の開示、クレーム及び要約

(1) 特許出願による発明の開示は、当該技術の熟練者が明細書及び図面に基づいて当該発明を実施することができる程度に明確かつ詳細でなければならない。遺伝子の配列又は部分配

列の産業上の利用性は、特許出願において開示しなければならない。

(2) 発明が、公衆の利用に供されず、かつ、(1)で要求される開示をすることができない生物学的材料の使用を必要とする場合又は当該生物学的材料に関係する場合は、当該発明は、次の事項を条件として、本法に定める十分かつ詳細な態様で開示されたものとみなされる。

(a) 当該生物学的材料が第 63 条の規定に従って寄託されていること

(b) なされた出願に、寄託された生物学的材料の特性に関して出願人が利用することができる関係情報が包含されていること

(c) 当該特許出願において、寄託機関の名称及び受託番号を記載していること

(3) クレームは、明細書に従い、求める保護の範囲を明確に規定するものでなければならない。

(4) 要約は、技術情報としてのみ用いられるものであり、求める保護の範囲を解釈するため又は第 2 条(3)にいう技術水準を規定するために考慮に入れてはならない。

第 61 条 優先権

(1) 優先権を設定する日は次のとおりである。

(a) 一般に、特許出願日(出願による優先権)

(b) 工業所有権の保護に関するパリ条約に定める場合は、外国出願の日(条約による優先権)

(c) 同一の主題で先になされ係属中の特許出願の出願日。ただし、現在の出願より 12 月を超えて古い日でなく、また、優先権を主張する根拠として用いられたことがないこと(国内優先権)

(2) 条約による優先権は、この旨の申立による最先の優先権主張日から 16 月以内に主張する。優先権申立書の訂正も、この期限内に請求することができる。その訂正が最先の優先権主張に影響すると思われる場合は、訂正のための 16 月の期限は、最初に満了する最先の優先権主張の訂正日から起算する。優先権申立書の訂正は、何れの場合も、出願日から 4 月以内に請求する。

(3) (2)は、出願人が特許出願をより早い日に公開するよう請求(第 70 条(2))した後は適用しない。ただし、この請求が、特許出願公開の技術的準備が整う前までに取り下げられる場合は、この限りでない。

(4) 条約による優先権を設定する書類(優先権書類)は、最先の優先権主張日から 16 月以内に提出する。

(5) 優先権書類(外国出願の写し)は、国際条約に基づいて、又は国際協力に関して行われ、かつ、ハンガリー特許庁の広報に公告されたハンガリー特許庁長官の決定に基づいて、ハンガリー特許庁にとって他の何らかの方法で利用可能となっている場合、及びそれが特許出願の付属書類であるとみなされる場合は、これを別途に提出しなくとも、提出したものとみなす。

(6) 国内優先権は、出願後 4 月以内に主張する。国内優先権を主張している場合は、先の特許出願は、取下とみなされる。

(7) 適切な場合は、特許出願において 1 のクレームにつき複数の優先権を主張することができる。

(8) 特許出願に関して 1 又は 2 以上の優先権が主張される場合は、優先権は、第 60 条(1)及び(2)に従って優先権を設定する出願により開示された要素のみに適用される。

(9) 条約による優先権は、当該外国出願が世界貿易機関の加盟国であってパリ条約の締約国でないもの、又は相互主義を条件として、その他の国において提出された場合にも、パリ条約に定める条件に基づいて主張することができる。相互主義に関する事項においては、ハンガリー特許庁長官の見解が決定的効力を有する。

第 62 条 実用新案出願からの派生

(1) 出願人が以前に実用新案を出願している場合は、同一の主題で特許出願を行った日から 2 月以内に提出した優先権申立書において、実用新案の出願日及び当該出願に関する優先権を主張することができる(派生)。

(2) 特許出願への派生は、実用新案保護の付与決定が確定した日から 3 月以内、ただし実用新案出願日から 20 年以内の間認められる。

(3) 実用新案出願が欧州特許出願又は欧州特許に由来している場合は、派生は認められない。

第 63 条 生物学的材料の寄託及び利用

(1) 公衆の利用に供されない生物学的材料の使用を要する又は当該生物学的材料に関する発明を第 60 条(1)の要求に従い特許出願において開示することができない場合は、特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づいて特許出願日までに当該生物学的材料が寄託されたことを証明しなければならない。

(2) 特許出願後に生物学的材料が寄託された場合は、寄託日を出願日とみなす。

(3) (1)にいう証拠は、最先優先日から 16 月の期間内に提出する。

(4) 寄託された生物学的材料は、次の者が、試料の提供を通じて利用することができる。

(a) 特許出願の公開までは、第 53 条(1)の規定に基づいてファイルの閲覧を許可された者

(b) 出願公開から特許付与までの間は、請求するすべての者、又は出願人が請求する場合は、独立の専門家のみ

(c) 特許付与後は、その取消があったか否かに拘らず、請求するすべての者

(5) 試料の分譲を受けた者は、特許付与手続の終了の前又は確定特許保護消滅の前に、当該試料又はそれから派生した材料を第三者の利用に供してはならず、かつ、当該人が強制ライセンスの所有者である場合を除き、当該試料又はそれから派生した材料は実験目的にのみ用いることができる。ただし、出願人又は特許権者が明示的に当該制限規定を放棄した場合はこの限りでない。材料は、当該発明を実施する上で不可欠な寄託された生物学的材料の特性を有する場合に、派生したとみなされる。

(6) 出願が拒絶され、取下又は擬制取下とされた場合において、出願人の請求があったときは、寄託材料の利用は、特許出願日から 20 年間、独立の専門家に限定される。この場合は、(5)の規定を適用する。

(7) (4) (b) 及び(6)にいう出願人の請求は、特許出願を公開するための技術的準備が完了したとみなされる日までに提出しなければならない。

(8) 寄託された生物学的材料を(1)から(7)までの規定に基づいて承認された寄託機関から入手することができなくなった場合は、ブダペスト条約に定めるのと同じ条件で、当該材料の新規の寄託が認められる。

(9) 新規の寄託に際しては、当該新規寄託の生物学的材料は最初に寄託された材料と同じであることを証明する寄託者の陳述を添えるものとする。

(10) 生物学的材料は、出願人以外の者が寄託することもできる。ただし、寄託者の名称及び宛先が特許出願に記載されていること、並びに寄託者が出願人に対し寄託生物学的材料を特許明細書の中で言及することを許可した旨及び(1)から(9)までに基づいて生物学的材料を公衆の利用に供することに無条件かつ取消不能の同意を与えた旨の宣言を提出することを条件とする。

第 64 条 博覧会の宣言及び証明書

(1) 出願人は、博覧会における自己の発明の展示を、技術水準が決定される時に、次の場合は考慮しないよう、第 3 条(b)に基づき請求することができる。

(a) 出願人がこの旨の陳述書を特許出願日から 2 月以内に提出し、かつ

(b) 博覧会を所管する当局が交付した、展示の事実及び博覧会の日を認証する証明書を、特許出願日から 4 月以内に提出する場合

(2) 証明書には、博覧会を所管する当局の証明を付した明細書、及び必要な場合は、図面を添付しなければならない。

(3) 証明書は、博覧会の期間内であって、かつ、当該発明又はその開示を博覧会において見ることができる間に限り交付することができる。

第 65 条 出願の審査

ハンガリー特許庁は、特許出願の後、次のことを審査する。

(a) 出願が出願日の付与要件を満たしているか否か(第 58 条)

(b) 出願手数料及び調査手数料が納付されているか否か(第 57 条(4))

(c) 明細書、要約及び図面がハンガリー語で提出されているか否か(第 57 条(5))

第 66 条

(1) 出願日を付与することができない場合は、2 月以内に不備を更正するよう出願人に求める。

(2) 出願人が定められた期限内に当該求めに応じる場合は、更正の受領日を出願日として付与する。当該求めに応じない場合は、受領書類は特許出願とみなされず、手続は終了する。

(3) 出願人への連絡を可能にする表示がない場合は、不備を更正する求めは出されず、不備の更正のための 2 月の期限は、出願の受領から起算される。

(4) 明細書の一部又は明細書若しくはクレームにおいて言及する図面が出願書類に欠けている場合は、出願人は、2 月以内にこの不備を更正するよう求められる。出願人は、当該求めの脱漏を主張することはできない。

(5) 出願人が出願日から又は(4)に基づいて出された求めから 2 月以内に明細書又は図面の欠落部分を提出した場合は、その更正の受領日を出願日とみなし、出願日はそれに応じて変更される。

(6) 出願人が(5)に基づく期間内に不備を更正し、かつ、出願が明細書又は図面の欠落部分を含んでいる先の出願の優先権を主張している場合は、出願日は、第 58 条(1)から(3)までに規定する要件が満たされた日を維持する。ただし、(5)に基づく期間内に出願人が次のものを提出することを条件とする。

(a) 先の出願の写し

- (b) 先の出願が外国語である場合は、そのハンガリー語翻訳文
- (c) 明細書又は図面の欠落部分が先の出願又はその翻訳文に含まれているか否かについての表示
- (7) (6) (a) 及び(b)に規定する要件は、第 61 条(5)の規定を適用する場合は、満たされているものとみなす。
- (8) 出願人が所定の期間内に(6)にいう要件を遵守しない場合は、明細書又は図面の欠落部分の提出日を出願日とみなし、出願日はそれに応じて変更される。
- (9) 出願人が(4)又は(5)に基づく期限内に明細書又は図面の欠落部分を提出しない場合、又は(5)に基づいて提出した明細書又は図面の欠落部分の何れかを(11)に基づいて取り下げた場合は、この欠落部分への言及は、明細書又はクレームから出願人が削除したものとみなす。出願人にはこの旨を通知する。
- (10) 出願人は、付与された出願日又はその変更を通知される。
- (11) (5)又は(8)に基づく付与出願日の変更に関する通知から 1 月以内に、出願人が不備の更正として提出した明細書又は図面の欠落部分を取り下げた場合は、出願日は、変更されていないものとみなす。出願人にはこの旨を通知する。
- (12) 出願手数料及び調査手数料が納付されず、又は特許の明細書、要約及び図面がハンガリー語で提出されなかった場合は、ハンガリー特許庁は、本法が定める期間内に当該不備を更正するよう出願人に求める(第 57 条(4)及び(5))。当該求めに応じない場合は、出願は取下とみなされる。

第 67 条 一定のデータの伝達

出願に当たり又は更正の結果、特許出願が出願日を付与するために定めた要件を満たす場合は、ハンガリー特許庁は、第 56 条(a)に定める公式情報を公報に公表する(一定のデータの伝達)。

第 68 条 方式要件に関する審査

- (1) 特許出願が第 65 条に基づき審査した要件を満たす場合は、ハンガリー特許庁は、第 57 条(2)及び(3)の方式要件が満たされているか否かを審査する。
- (2) 出願が(1)に基づいて審査した要件を満たさない場合は、不備を更正するよう出願人に求める。
- (3) 特許出願が、更正又は意見にも拘らず、なお審査中の要件を満たさない場合は、当該出願は拒絶される。出願は、求めの中で正確かつ明白に記載した理由でのみ拒絶することができる。
- (4) 出願人が求めに対して定められた期限内に応答しない場合は、特許出願は取下とみなされる。

第 69 条 新規性調査

- (1) 特許出願が第 65 条に定める要件を満たす場合は、ハンガリー特許庁は、明細書及び図面に適切な考慮を払って、クレームに基づき新規性調査を実施し、かつ、調査報告を作成する。
- (2) 調査報告は、特許出願に関する発明が新規であり、かつ、進歩性を伴うものであるか否かを決定する上で考慮に入れることができる書類及びデータに言及する。

- (3) 調査報告は、引用した書類の写しを付して、出願人に送達する。
- (4) 実施された調査に関する通知は、出願公開と同時に、ハンガリー特許庁の公報に公表する。調査報告の入手が遅れる場合は、別個に公表する。

第 69/A 条

- (1) ハンガリー特許庁は、出願人の請求により、意見書を付した調査報告を作成する。
- (2) 意見書(理由も含むもの)は、調査報告で引用した書類及び情報を考慮に入れて、発明が新規性、進歩性及び産業上の利用の要件を満たすと思われるか否かについての早い段階での判断となる。
- (3) 意見書を付した調査報告の請求は、付与された出願日から 2 月以内に提出しなければならない。
- (4) 意見書を付した調査報告については、特定法律により定める手数料を請求の提出から 1 月以内に納付しなければならない。
- (5) 意見書を付した調査報告の手数料が納付されない場合は、ハンガリー特許庁は、出願人に対し、(4)に定める期限内に不備を更正するよう求める。当該求めに従わない場合は、意見書を付した調査報告の請求は、取下とみなされる。
- (6) 意見書を付した調査報告の請求は、(3)の要件を満たさない場合は拒絶される。
- (7) ハンガリー特許庁は、出願日の付与から第 3 月の末日において利用可能な明細書、クレーム及び図面に基づいて意見書を付した調査報告を作成し、付与された出願日から 6 月以内にこれを出願人に送付するものとする。
- (8) ハンガリー特許庁は、次の場合に、請求に基づき、意見書を付した調査報告の手数料を払い戻す。
 - (a) 出願人が付与された出願日から第 3 月の末日までに特許出願を取り下げた場合
 - (b) ハンガリー特許庁が(a)に定める期限内に特許出願を拒絶した場合
 - (c) 特許出願が(a)に定める期限内に生じた理由により取下とみなされる場合
 - (d) ハンガリー特許庁が(3)又は(4)に定める期限の不遵守に関して原状回復請求を認めたことを理由として、意見書を付した調査報告が付与された出願日から第 6 月の末日の後に郵送されない場合

第 70 条 公開

- (1) 特許出願は、最も早い優先日から 18 月が満了した後に公開する。
- (2) 出願が第 65 条の要件を満たす場合は、出願人の請求により、これより早く公開することができる。
- (3) 公開は、第 56 条(b)に定めるように、ハンガリー特許庁の公報において公衆に情報を提供することにより行われる。
- (4) 出願人は、公開について通知を受ける。

第 71 条 所見

- (1) 何人も、特許付与手続の期間中は、発明又は出願が特許性の要件を満たしていない旨の所見をハンガリー特許庁に提出することができる。
- (2) この所見は、所見の中で異論を申し立てられた要件を審査する際に考慮に入れる。

(3) 所見を提出した者は、特許付与手続の当事者であってはならない。当該人は、所見の結果について通知を受ける。

第72条 補正と分割

(1) 特許出願は、新しい主題を導入することにより出願日における出願の内容を超える主題を包含する結果となるような態様で補正することはできない。

(2) 出願人は、特許付与に関する決定が確定するまでの間、(1)に定めるとおりに明細書、クレーム及び図面を補正することができる。

第73条

(1) 出願人が1の出願で1以上の発明について特許保護を請求した場合は、特許付与に関する決定が確定するまでの間、出願日及び先の優先権を維持したまま、当該出願を分割することができる。

(2) 当該請求申請から2月以内に、特定法律により定める手数料を納付しなければならない。

(3) 分割手数料が請求の際に納付されない場合は、ハンガリー特許庁は、(2)に定める期限内に当該不備を更正するよう出願人に求める。当該求めに従わない場合は、分割請求は、取下とみなされる。

第74条 実体審査

(1) ハンガリー特許庁は、出願人の請求に基づき、公開された特許出願の実体審査を行う。

(2) 実体審査においては、次のことを確認する。

(a) 発明が第1条から第5/A条までの要件を満たしているか否か、並びに発明が第6条(2)から(4)まで及び(10)に基づく特許保護から除外されていないか

(b) 出願が本法に定める要件に従っているか否か

第75条

(1) 実体審査は、特許出願と同時に又は新規性調査の実施に関する公式の通知(第69条(4))から遅くとも6月以内に請求しなければならない。これがなされない場合は、特許の仮保護は放棄されたものとみなす。

(2) 実体審査の請求の取下は、法的効果を有さない。

(3) 特定法律により定める審査手数料は、請求の申請から2月以内に納付しなければならない。

(4) 請求の申請の際に審査手数料が納付されない場合は、ハンガリー特許庁は、(3)に定める期限内に当該不備を更正するよう出願人に求める。当該求めに従わない場合は、出願は取下とみなされ、又は場合により、特許の仮保護は放棄されたものとみなす。

(5) 審査手数料は、新規性調査に関する公式の通知の日前に出願人が出願を取り下げ、又は特許の仮保護を放棄した場合は、請求に基づき払い戻すものとする。

第76条

(1) 特許出願が第74条(2)に基づき審査された要件を満たさない場合は、異論の内容に応じて、当該不備の更正、意見提出又は出願分割を行うよう出願人に求める。

(2) 特許出願は、不備の更正又は意見の提出の後も審査された要件を満たさない場合は、全面的又は部分的に拒絶するものとする。

(3) 出願は、指令書の中で正確かつ明白に陳述し、かつ、適切に理由付けた根拠によつてのみ拒絶することができる。必要な場合は、更なる指令書を発出する。

(4) 出願人が求めに応答せず又は出願を分割しない場合は、特許の仮保護を放棄したものとみなす。

第 77 条 特許の付与

(1) 特許出願及びこれに関する発明が審査のすべての要件(第 74 条(2))を満たしている場合は、ハンガリー特許庁は、出願の主題について特許を付与する。

(2) 特許付与前に、付与の基礎となる明細書、クレーム及び図面の本文を出願人に送達するものとし、出願人は、送達された本文の承認を 3 月以内に通知する。

(3) 出願人が本文を承認するか又は意見書を提出しない場合は、送達した明細書、クレーム及び図面に基ついて、特許を付与する。出願人が補正を申し立て又は新たな明細書、クレーム及び図面を提出する場合は、ハンガリー特許庁は、確定本文を記載する際にこれらを考慮に入れるか否かを決定する。

(4) 特許付与前に、特定法律により定める付与手数料を(2)にいう通知のために定める 3 月以内に納付しなければならない。出願人がこの手数料を納付しない場合は、特許の仮保護を放棄したものとみなす。

第 78 条

(1) 特許付与後に、ハンガリー特許庁は、印刷した明細書、クレーム及び図面を添付した特許証を交付する。

(2) 特許の付与は、特許登録簿(第 54 条)に記録し、かつ、関連情報をハンガリー特許庁の公報(第 56 条)に掲載する。

第 X 章 特許事項の他の手続

第 79 条 特許保護の消滅の宣言及び回復に関する手続

(1) ハンガリー特許庁は、第 38 条(b)及び(c)に基づく特許の仮保護の消滅並びに第 39 条(b)及び(c)に基づく確定特許保護の消滅を宣言する。同庁は、第 40 条に基つき、特許保護を回復する。

(2) 特許保護の消滅及び特許保護の回復は、それぞれ特許出願登録簿及び特許登録簿(第 54 条)に記入し、かつ、関連情報をハンガリー特許庁の公報(第 56 条)に掲載する。

第 80 条 取消手続

(1) 何人も、第 42 条に基つき、特許の取消手続を特許権者に対してとることができる。ただし、(2)に定める例外を除く。

(2) 本法に基ついて特許を受ける権原を有する者は、第 42 条(1)(d)に基つき、特許の取消を請求することができる。

(3) 取消請求書は、各特許権者用の写し、及び職務発明について付与された特許の場合は、

各発明者用の写し，並びに追加の写し1部を付して，ハンガリー特許庁に提出する。請求書には，請求の基礎となる理由を記載し，証拠書類を添付する。

(4) 特定法律により定める取消請求手数料を請求書提出から2月以内に納付しなければならない。

(5) 取消請求が本法に定める要件を満たさない場合は，当該不備を更正するよう取消請求人に求める。請求料を納付しなかった場合は，本法が定める期限内に納付するよう取消請求人に求める。不備を更正しない場合は，取消請求は，取下とみなされる。

第80/A条

職務発明に付与された特許の場合は，ハンガリー特許庁は，取消請求書を発明者に送付すると共に，発明者が請求書の受領から30日以内にその旨の陳述書を提出した場合は取消手続の当事者となることを旨を通知する。

第81条

(1) ハンガリー特許庁は，特許権者，及び職務発明に付与された特許の場合は発明者に対し，取消請求について意見を提出するよう求める。同庁は，書面による準備作業の後，聴聞において，特許の取消若しくは制限について又は請求の拒絶について決定を下す。聴聞を行うことなく，手続を終了させる命令を下すこともできる。取消請求人についてハンガリー特許庁が定める期限の経過後は，当該期限内に取消の理由として表示されなかった理由は，取消の根拠となる理由として認められない。期限経過後に表示された理由は，手続終了決定を下す際に考慮に入れられない。

(2) 同一の特許について2以上の取消請求がある場合は，可能ならば同一の手続において扱うものとする。

(3) 取消請求が取り下げられた場合は，職権をもって手続を継続することができる。この場合は，ハンガリー特許庁は，当事者が先に行った陳述及び申立を考慮に入れて，請求内容の枠内で手続を進める。

(4) 聴聞及び決定の過程で発出する命令は，聴聞の日に宣告する。宣告は，8日を超えない期間の延長をすることができる。ただし，決定に関する場合にのみ，かつ，事案の複雑さのためにそれが不可欠である場合にのみに限る。そのような場合は，宣告の期限を直ちに定めるものとし，その決定は宣告の日までに書面にする。

(5) 決定の宣告は，主文及び理由の提示から成る。

(6) 決定は，決定を下した日から15日までに書面にし(ハンガリー特許庁が宣告を延期した場合はこの限りでない)，書面にした日から15日以内に交付するものとする。

(7) 敗れた当事者は，取消手続の費用を負担しなければならない。

(8) 特許の取消又は制限は，特許登録簿(第54条)に記録され，かつ，関連情報をハンガリー特許庁の公報(第56条)に掲載される。

第81/A条

(1) 特許侵害について手続が開始され，侵害の事実が証明された場合は，何れかの当事者の請求により取消手続を速めるものとする。

(2) 加速手続の請求については，関連請求の提出から1月以内に特定法律により定める手続

料を納付しなければならない。

(3) 請求が(1)にいう要件を満たさない場合は、加速手続の請求当事者に対し、不備を更正するよう又は意見を提出するよう求める。加速手続の請求は、不備の更正又は意見の提出の後も本法に定める要件を満たさない場合は拒絶される。前記の求めに従わない場合は、加速手続の請求は、取下とみなされる。

(4) 請求の手数料が納付されない場合は、加速手続請求人に対し、本法に定める期限内に納付するよう求める。当該求めに従わない場合は、加速手続の請求は、取下とみなされる。

(5) ハンガリー特許庁は、命令により加速手続を設定する。

(6) 加速手続の場合においては、第 48 条及び第 81 条までの規定を適用除外して、次のとおりとする。

(a) 不備の更正又は意見の提出についても 15 日の期限を定めることができる。

(b) 期限延期は、特に正当な根拠がある場合にのみ認められる。

(c) ハンガリー特許庁は、事実を解明するために当事者を一緒に聴聞する必要がある場合又は当事者の何れかが適時に請求する場合は、口頭による聴聞を行う。

第 82 条 不侵害の決定に関する手続

(1) 不侵害の決定(第 37 条)の請求は、各特許権者用の写し及び追加の写し 1 部を付して、ハンガリー特許庁に提出する。請求には、実施した又は実施を意図した製品又は方法の明細書及び図面並びに関係特許の明細書及び図面を含めなければならない。

(2) 不侵害の決定の請求は、1 の特許について及び実施した又は実施を意図した 1 の製品又は方法についてのみ提出することができる。

(3) 特定法律により定める不侵害の決定の請求手数料は、請求提出から 2 月以内に納付しなければならない。

(4) 不侵害の決定の請求が本法に定める要件を満たしていない場合は、当該不備を更正するよう請求当事者に求める。請求手数料が納付されない場合は、本法が定める期限内に納付するよう当該当事者に求める。不備の更正がされない場合は、不侵害の決定の請求は、取下とみなされる。

第 83 条

(1) ハンガリー特許庁は、不侵害の決定の請求について意見を提出するよう特許権者に求める。同庁は、書面による準備作業の後、聴聞において、請求を認めるか又は拒絶するかを決定する。手続を終了する命令は、聴聞を行うことなしに下すこともできる。

(2) 請求当事者は、不侵害の決定に係る手続の費用を負担する。

(3) 第 81 条(4)から(6)までの規定は、不侵害の決定にも適用する。

(4) 第 81/A 条の規定は、不侵害の決定にも適用する。

第 83/A 条 規則 816/2006/EC(第 33/A 条(1))が適用される強制ライセンスに関する手続

(1) 第 48 条にも拘らず、第 83/B 条から第 83/G 条までに規定する手続においては、不備の更正又は申立書の提出のために 30 日未満ただし 15 日以上を定めることもでき、かつ、期限延期は、特に正当な根拠のある場合においてのみ認めることができる。

(2) 第 83/B 条から第 83/H 条までに規定する手続において、ハンガリー特許庁は、順序に拘

らず手続を進めるものとする。

(3) 第 81 条(4)から(6)までの規定は、第 83/B 条から第 83/G 条までに規定する手続においても適用する。

第 83/B 条

(1) 規則 816/2006/EC 第 6 条に基づく強制ライセンスの申請は、各特許権者用の写し及び追加の写し 1 部を添えてハンガリー特許庁に提出しなければならない。

(2) 特定法律により定める強制ライセンス申請手数料は、申請の提出と同時に納付しなければならない。

(3) 強制ライセンスの申請には、規則 816/2006/EC に規定する宣言及び細目のほかに、次のものを含めるものとする。

(a) 強制ライセンスに基づいて実施する発明に付与された特許の登録番号

(b) 規則 816/2006/EC 第 10 条(5)に従い、強制ライセンスに基づいて生産される医薬品を、特許権者又はその同意を得た他の者が生産する医薬品から識別する細目(例えば、特別の容器、彩色又は形状)

(c) 規則 816/2006/EC 第 10 条(6)にいうウェブサイト・アドレス

(4) ハンガリー特許庁は、次の事項について審査する。

(a) (3) 及び規則 816/2006/EC 第 6 条(3)に規定する細目が出願に含まれているか否か

(b) 規則 816/2006/EC 第 8 条に定める条件が満たされているか否か

(c) 申請人が、規則 816/2006/EC 第 9 条(1)に基づき前もって特許権者と交渉を行ったことの証拠を提示したか否か

(d) 強制ライセンスに基づいて製造する製品の量が規則 816/2006/EC 第 10 条(2)に定める条件を満たしているか否か

(5) 強制ライセンスの申請が規則 816/2006/EC 及び本法に定める条件を満たしていない場合又は(2)に基づいて申請手数料が納付されていない場合は、不備を更正するよう又は意見を提出するよう申請人に求める。更正又は意見にも拘らず、なお申請が審査対象の条件を満たさない場合は、申請を拒絶する。申請人が定められた期限内に前記の求めに応答しない場合は、申請は、取下とみなされる。

第 83/C 条

(1) ハンガリー特許庁は、特許権者に対し、強制ライセンス申請に関して意見を提出するよう求める。同庁は、書面による準備作業の後、聴聞において、強制ライセンスの付与又は申請の拒絶を決定する。聴聞を行うことなく手続終了の命令を下すこともできる。

(2) 強制ライセンス付与の決定においては、次の事項を表示するものとする。

(a) 強制ライセンスの存続期間

(b) 規則 816/2006/EC 第 10 条(5)に従い、強制ライセンスに基づいて生産される医薬品を特許権者又はその同意を得た他の者が生産する医薬品から識別する細目(例えば、特別の容器、彩色又は形状)

(c) 規則 816/2006/EC 第 10 条(4)、(5)及び(7)の規定に関する通知

(d) 規則 816/2006/EC 第 10 条(6)の規定及び実施権者により伝達されたウェブサイト・アドレスに関する通知

- (e) 実施権者の帳簿及び記録には規則 816/2006/EC 第 10 条(8)第 2 文にいう細目及び書類を含めなければならない旨の通知
- (f) 特許権者に支払うべき報酬
- (3) 強制ライセンスの付与は、特許登録簿に記録され、かつ、関連情報がハンガリー特許庁の公報に掲載される。

第 83/D 条

- (1) ハンガリー特許庁は、規則 816/2006/EC 第 12 条にいう細目を表示して強制ライセンスの付与を欧州委員会に通知し、かつ、決定書の写しを税関当局及び医薬行政当局に送付する。
- (2) 強制ライセンスが付与されたときは、ハンガリー特許庁は、規則 816/2006/EC 第 12 条にいう細目及び強制ライセンスに基づいて生産される医薬品を、特許権者又はその同意を得た他の者が生産する医薬品から識別する細目を同庁のウェブサイトに掲示する。
- (3) ハンガリー特許庁は、欧州連合の他の加盟国において付与され、世界貿易機関のウェブサイトに掲示された強制ライセンスの細目及びその変更を、税関当局及び医薬行政当局に定期的に通知する。

第 83/E 条

- (1) 規則 816/2006/EC 第 10 条(8)に基づく実施権者の帳簿及び記録の閲覧請求は、請求書 2 通をハンガリー特許庁に提出して行う。請求においては、強制ライセンスを付与した決定の番号及び開示される細目を表示する。
- (2) 特定法律により定める閲覧請求手数料は、請求書の提出と同時に納付しなければならない。
- (3) 閲覧請求が規則 816/2006/EC 及び本法に定める条件を満たしていない場合又は(2)に基づいて請求手数料が納付されなかった場合は、請求当事者に対し、不備を修正するよう又は意見を提出するよう求める。更正又は意見があったにも拘らず、審査の結果、申請がなお条件を満たさない場合は、請求は拒絶される。請求当事者が定められた期限内に前記の求めに応答しない場合は、請求は、取下とみなされる。
- (4) ハンガリー特許庁は、実施権者に対し、閲覧請求に関して意見を提出するよう求める。同庁は、書面による準備作業の後、閲覧の命令の発出又は請求の拒絶を決定する。書面による準備作業の後、ハンガリー特許庁は、事実の解明には当事者を一緒に聴聞することが必要な場合又は何れかの当事者が適時に請求する場合にのみ、聴聞を行う。
- (5) ハンガリー特許庁は、(1)に基づく請求に沿った実施権者の帳簿及び記録の閲覧の結果を特許権者に通知する。閲覧の結果の通知は、強制ライセンスの再審理手続(第 83/F 条)において証拠として用いることができる。

第 83/F 条

- (1) 規則 816/2006/EC 第 16 条(1)に基づく強制ライセンスの再審理の請求は、請求当事者如何に応じて、各特許権者用又は各実施権者用の写しを添えて行う。請求書には、強制ライセンスを付与した決定の番号、再審理の理由を表示し、証拠書類を添付するものとする。輸入国において行った評価も、請求書に添付することができる。
- (2) 特定法律により定める強制ライセンスの再審理の請求料を請求書の提出と同時に納付す

る。

(3) 強制ライセンスの再審理の請求が規則 816/2006/EC 及び本法に定める条件を満たさない場合又は請求手数料が(2)に基づいて納付されなかった場合は、請求当事者に対し、不備の更正又は意見の提出を求める。更正又は意見にも拘らず、なお請求が審査対象の条件を満たさない場合は、請求は拒絶する。請求当事者が定められた期限内に前記の求めに応答しない場合は、請求は、取下とみなされる。

(4) ハンガリー特許庁は、請求当事者如何に応じて実施権者又は特許権者に対し、強制ライセンスの再審理の請求に関して意見を提出するよう求める。同庁は、書面による準備作業の後、聴聞において、強制ライセンスの終了若しくは変更、又は請求の拒絶を決定する。聴聞を行うことなく、手続を終了させる命令を下すこともできる。

(5) ハンガリー特許庁が、実施権者の支配下にあり、かつ、強制ライセンスに基づいて生産された医薬品の、実施権者の費用による廃棄を規則 816/2006/EC 第 16 条(3)に従って命じなかった場合は、強制ライセンスの終了の決定において、実施権者が当該医薬品を規則 816/2006/EC 第 4 条にいう必要としている国に振り向け直すための期間を表示するものとする。

(6) 強制ライセンスの終了は、特許登録簿に記録され、かつ、関連情報がハンガリー特許庁の公報に掲載される。

(7) ハンガリー特許庁は、強制ライセンスの終了について次のことを行う。

- (a) 欧州委員会に通知すること
- (b) 決定書を送付することにより税関当局及び医薬行政当局に通知すること
- (c) 同庁のウェブサイトで情報を提供すること

第 83/G 条

(1) 規則 816/2006/EC 第 16 条(4)に基づく強制ライセンスの変更請求書には、強制ライセンスの番号、変更の理由及び実施権者が規則 816/2006/EC 第 9 条(1)に基づく特許権者との事前交渉を行った旨の証拠を含めなければならない。ただし、追加請求量が最初のライセンスに基づいて認められた量の 25%を超えることを条件とする。

(2) (1)に基づく請求は、各特許権者用の写し及び追加の写し 1 部を添えて行い、証拠書類も添付する。

(3) (1)及び(2)において規制されていない問題に関して、第 83/F 条の規定を(1)に基づく強制ライセンスの変更に準用する。ただし、次については例外とする。

- (a) ハンガリー特許庁は、強制ライセンスの変更又は請求の拒絶を決定する。
- (b) ハンガリー特許庁は、書面による準備作業の後、事実の解明には当事者を一緒に聴聞する必要がある場合又は何れかの当事者が適時に請求する場合にのみ、聴聞を行う。

第 83/H 条

(1) 医薬行政当局は、当該医薬品の輸入が規則 816/2006/EC 第 13 条(1)の規定に反すると認定した場合は、当該医薬品のハンガリーにおける流通を禁止しなければならない。

(2) 医薬行政当局は、(1)に基づく最終決定書の写しをハンガリー特許庁に送付する。

(3) (1)に基づいて医薬行政当局が下した決定に対する上訴は認められない。

(4) ハンガリーにおける流通を禁止する医薬行政当局の決定が効力を生じた後、税関当局は、

当該医薬品の輸入者の費用における差押及び廃棄を手配するものとし、かつ、その旨をハンガリー特許庁に通知する。

(5) ハンガリー特許庁は、(1)に基づく決定及び(4)にいう手配について欧州委員会に通知する。

第 84 条 特許明細書の解釈

特許明細書の解釈について紛争がある場合は、ハンガリー特許庁は、管轄裁判所その他の当局の請求により、専門的意見を与える。

第 III 部 欧州特許制度及び国際特許協力に関する規定

第 X/A 章 欧州特許出願及び欧州特許に関する規定

第 84/A 条 一般規定

本法の適用上、次のとおりとする。

- (a) 欧州特許：欧州特許の付与に関する 1973 年 10 月 5 日のミュンヘン条約（以下「ミュンヘン条約」という）に従って付与された特許
- (b) 欧州特許出願：ミュンヘン条約に従って行われた欧州特許の付与を求める特許出願

第 84/B 条

- (1) ハンガリー共和国の領域に効力が及ぶ欧州特許出願を行うこともでき、また、ハンガリー共和国の領域に効力が及ぶ欧州特許を付与することもできる。
- (2) 第 84/D 条から第 84/O 条までの規定は、ハンガリー共和国を指定する欧州特許出願及びハンガリー共和国に効力が及ぶものとして付与された欧州特許に適用する。
- (3) ミュンヘン条約と本法との間に相違がある場合は、同条約の規定を欧州特許出願及び欧州特許に適用する。

第 84/C 条 欧州特許出願

- (1) 欧州特許出願は、ハンガリー特許庁に対して行うこともできる。ただし、欧州分割出願はこの限りでない。
- (2) 欧州特許出願は、出願人がハンガリー市民である場合、又はその住所若しくは本拠がハンガリーにある場合は、ハンガリー特許庁に対して行わなければならない。ただし、欧州特許出願において、ハンガリー特許庁長官が機密としての扱いをしなかった特許出願であって、少なくとも 2 月前にハンガリー特許庁に対して行われたものの優先権が主張されている場合はこの限りでない。
- (3) 欧州特許出願は、ミュンヘン条約に定める言語の何れによってもハンガリー特許庁に対して行うことができる。ただし、当該出願に、ハンガリー語又は欧州特許庁の公用語の何れかによる少なくとも次のものが含まれていることを条件とする。
 - (a) 欧州特許を求めている旨の表示
 - (b) 出願人を特定する又は出願人への連絡を可能にする表示

第 84/D 条 欧州特許出願の効力

- (1) 欧州特許庁により出願日を付与された欧州特許出願は、欧州特許出願に関する優先権主張を維持したままで、同一の出願日を以てハンガリー特許庁に対して行われた国内特許出願と同一の効力を有するものとみなす。
- (2) 第 2 条(3)の適用上、欧州特許庁における手続での欧州特許出願の公開又は条約により欧州特許庁における手続での公開に代わる公開は、ハンガリー特許庁における手続での公開(第 70 条)と同一の効力を有するものとみなす。
- (3) ハンガリー特許庁は、欧州特許出願の公開後、公開された当該出願の内容を閲覧に供し、かつ、欧州特許登録簿に含まれている欧州特許出願に関する記入事項の閲覧を保証する。

第 84/E 条 欧州特許出願の公開により与えられる仮保護

(1) 欧州特許出願の公開により与えられる特許の仮保護は、ハンガリー特許庁がクレームのハンガリー語翻訳文の提出について公式情報をその公報(第 56 条及び第 56/A 条)で公表したときは、ハンガリー共和国において効力を生じる。

(2) ハンガリー特許庁は、出願人がその旨の請求を行った場合は、(1)にいう公式情報を公表する。当該請求には、公表されたクレームのハンガリー語翻訳文も含めなければならない。

(3) 請求及びクレームの翻訳文は、特定法律により定める詳細な方式要件に従って作成する。請求及びクレームのハンガリー語翻訳文を電子書式により提出するときは、第 57/A 条の規定を準用する。

(4) 特定法律により定めるクレーム翻訳文公表手数料は、請求の申立から 2 月以内に納付しなければならない。

(5) ハンガリー特許庁は、請求が(2)及び(3)に定める要件を満たしているか否かを審査する。同庁は、その過程で、第 68 条(2)から(4)までを準用して手続を進める。

(6) クレーム公表料が請求提出時に納付されなかった場合は、ハンガリー特許庁は、出願人に対し、(4)に定める期限内に不備を更正するよう求める。この規定を遵守しない場合は、請求は、取下とみなされる。

(7) (1)に定める公式情報の公表の後、ハンガリー特許庁は、クレームのハンガリー語翻訳文を閲覧に供する。

(8) ハンガリー特許庁は、(1)の規定に基づき欧州特許出願の公開により仮保護が与えられた旨を別個の一覧に表示する。何人も、この一覧を閲覧することができる。

第 84/F 条 欧州特許出願の国内特許出願への変更

(1) 欧州特許出願がミュンヘン条約第 14 条(2)、第 77 条(3)又は第 78 条(2)に従って取下とみなされたときは、ハンガリー特許庁は、出願人の請求により、かつ、以下の(2)から(5)までに定める条件で、本法第 IX 章に基づく国内特許付与手続を開始する。

(2) 出願手数料及び調査手数料(第 57 条(4))は、(1)にいう請求の提出から、又は請求がハンガリー特許庁に提出されなかった場合は、その受領から 2 月以内に納付しなければならない。

(3) 欧州特許出願が外国語で作成されている場合は、出願のハンガリー語翻訳文を、(1)にいう請求の提出から、又は請求がハンガリー特許庁に提出されなかった場合はその受領から 4 月以内に、ハンガリー特許庁に提出しなければならない。第 IX 章の規定の適用上、この翻訳文は、第 57 条(5)に基づいて提出された翻訳文であるものとみなす。

(4) 出願人が、(1)を欧州特許庁における手続で補正された欧州特許出願の本文に適用するよう請求する場合は、(3)の規定を補正された本文の翻訳文に適用する。

(5) (1)にいう請求がハンガリー特許庁に提出されなかった場合は、出願人は、第 66 条(12)に定める求めと同時に、請求の受領についての通知を受ける。

(6) 他の事項に関しては、第 IX 章の規定を(1)の規定に基づいて開始された手続に適用する。

第 84/G 条 欧州特許の効力

欧州特許は、ハンガリー特許庁により付与された特許と同一の効力を有する。欧州特許は、付与の記事が欧州特許公報に公表されたときに付与されたものとみなす。

第 84/H 条 欧州特許の明細書の翻訳文

- (1) 欧州特許は、特許権者が、欧州特許公報に付与の記事が公表された日から 3 月以内に欧州特許の本文のハンガリー語翻訳文をハンガリー特許庁に提出することを条件として、ハンガリー共和国において効力を生じる。
- (2) (1)に定める行為は、同項に定める期間の末日から 3 月以内に行うこともできるが、ただし特定法律により定める割増手数料も同項に定める期限内に納付することを条件とする。
- (3) 欧州特許の明細書の翻訳文は、特定法律により定める詳細な方式に従って作成し、提出しなければならない。翻訳文を電子書式により提出するときは、第 57/A 条の規定を準用する。
- (4) 翻訳文の公表及び印刷のために、特定法律により定める手数料を翻訳文の提出から 2 月以内に納付しなければならない。
- (5) ハンガリー特許庁は、(3)の要件が満たされているか否かについて欧州特許の本文の翻訳文を審査する。同庁は、その過程で、第 68 条(2)から(4)までを準用して手続を進める。ただし、第 68 条(3)及び(4)にいう場合は、ハンガリー語翻訳文は提出されなかったものとみなす。
- (6) 翻訳文の公表に関する手数料が翻訳文提出時に納付されなかった場合は、ハンガリー特許庁は、出願人に対し、(4)に定める期限内に不備を更正するよう求める。この規定を遵守しない場合は、ハンガリー語翻訳文は、提出されなかったものとみなす。
- (7) (1)に定める行為が同項に定める期限内に行われず、(2)に定める期限内にも割増手数料の納付と共に行われなかった場合は、欧州特許は、本法に基づき、ハンガリー共和国において当初から無効であったものとみなす。
- (8) 明細書のハンガリー語翻訳文が適正に提出された場合は、欧州特許は、特許登録簿(第 54 条)の別個の部分に記入する。
- (9) ハンガリー特許庁は、ハンガリー語翻訳文の提出について、その公報(第 56 条及び第 56/A 条)において公衆に情報を提供する。
- (10) ハンガリー特許庁は、欧州特許の本文のハンガリー語翻訳文を公衆の利用に供する。

第 84/I 条

第 84/H 条の規定は、ミュンヘン条約に基づく異議申立及び減縮手続の結果として補正された形で維持される欧州特許に準用する。

第 84/J 条 欧州特許出願又は欧州特許の正本

- (1) 欧州特許出願又は欧州特許のクレーム又は明細書のハンガリー語翻訳文(第 84/E 条、第 84/H 条及び第 84/I 条)により与えられる保護の範囲が欧州特許庁における手続言語でのクレーム又は明細書により与えられる保護より狭い場合は、保護の範囲は、ハンガリー語翻訳文により決定する。
- (2) (1)に定める規定は、欧州特許の取消に関する事項には適用しない。

第 84/K 条

- (1) 特許の出願人又は所有者は、いつでも、クレーム又は明細書のハンガリー語翻訳文(第 84/E 条、第 84/H 条及び第 84/I 条)の訂正を請求することができる。訂正された翻訳文により与えられる保護は、ハンガリー特許庁が翻訳文の訂正に関する公式情報を公表したときに効力を生じる。

(2) 第 84/E 条(2)及び(3)並びに第 84/H 条(2)の規定は、訂正請求及びその付属書類に準用する。

(3) 特定法律により定める訂正された翻訳文の公表手数料は、クレーム又は明細書のハンガリー語翻訳文の訂正請求の申立から 2 月以内に納付しなければならない。

(4) ハンガリー特許庁は、請求が(2)の要件を満たしているか否かについて審査する。同庁は、その過程で、第 68 条(2)から(4)までを準用して手続を進める。

(5) 訂正公表手数料が請求提出時に納付されなかった場合は、ハンガリー特許庁は、出願人に対し、(3)に定める期限内に不備を更正するよう求める。この規定を遵守しない場合は、請求は、取下とみなされる。

(6) 欧州特許により与えられる保護は、(1)に定める公式情報の日に存在する使用又は準備の範囲で、当該日前にハンガリー領域内において善意でかつ自己の経済活動の枠組内で、最初の翻訳文に基づけば特許の侵害とはならない発明の使用を開始した又は発明の使用の準備を行った者に対しては効力を有さない。当該権利は、資格のある経済組織(民法第 685 条(c))又はその組織のうち当該使用若しくは準備を行っている部分と共にする場合にのみ、移転することができる。

第 84/L 条 欧州特許の維持

(1) 欧州特許に関する更新手数料は、本法の規定(第 23 条)に基づき、欧州特許付与の記事が欧州特許公報で公表された年に続く各年について納付しなければならない。

(2) 欧州特許付与の記事の欧州特許公報における公表から 3 月以内に納付期限が到来する更新手数料は、この 3 月の期間内であれば、割増手数料を課されずに、納付期限後に納付することもできる。

(3) 不作為又は拡大審判部による再審理の決定の結果としての欧州特許の取消の場合において、取消後に納付期限となる当該維持手数料は、権利の再設定又は審判部での手続再開の決定の伝達から 6 月の猶予期間内に納付することもできる。

第 84/M 条 異議申立手続における欧州特許の取消

(1) ミュンヘン条約に基づく異議申立、減縮又は取消手続において欧州特許が取り消され又は補正された形で継続される場合は、第 81 条(8)の規定を準用する。

(2) 同一の欧州特許に対して異議が申し立てられている場合又は同一の欧州特許の減縮又は取消がミュンヘン条約により請求された場合において、正当な根拠のあるときは、欧州特許の取消手続は、同条約による異議申立、減縮又は取消手続の確定的終了まで停止する。

(3) ミュンヘン条約に基づく異議申立又は取消手続の確定的終了が欧州特許の取消をもたらさなかった場合は、停止された取消手続は、同条約に基づく減縮手続の確定的終了の後の何れかの当事者の請求により継続する。

第 84/N 条 欧州特許の取消

(1) 欧州特許は、ミュンヘン条約第 138 条(1)に定める理由に基づいて取り消され、また、同条約同条(2)にいう場合は減縮される。欧州特許の取消手続においては、ミュンヘン条約第 138 条(3)の規定を適用する。

(2) 他の事項に関しては、本法の規定を準用する。

第 84/O 条 (廃止)

第 X/B 章 国際特許出願に関する規定

第 84/P 条 一般規定

- (1) 本法の適用上、国際特許出願とは、1970 年 6 月 19 日にワシントンで作成された特許協力条約(以下「特許協力条約」という)に基づいて行われる特許出願をいう。
- (2) 本法で特許協力条約の適用というときは、同条約に基づく規則の適用をも意味すると解する。
- (3) 特許協力条約に別段の規定がない限り、本法の規定を国際特許出願に適用する。

第 84/R 条 受理官庁としてのハンガリー特許庁

- (1) 国際特許出願において、出願人がハンガリー国籍であるか又は住所若しくは主たる営業場所をハンガリーに有する場合は、ハンガリー特許庁は、受理官庁としての機能を果たす。
- (2) 国際特許出願は、特許協力条約に定める方式要件及び態様に従い、国際調査機関が容認する言語の 1 であって出願人が選択するものにより、受理官庁としてのハンガリー特許庁に対して行う。
- (3) 国際特許出願は、願書を除き、ハンガリー語でも行うことができる。この場合は、(2)に定める言語への出願の翻訳文を出願の受領日から 1 月以内に提出しなければならない。
- (4) 国際特許出願の翻訳文が、付与された出願日を記載した通知の日までに提出されない場合は、ハンガリー特許庁は、出願人に対し指示を發し、(3)に定める期限内、指示から 1 月以内又は国際出願の受領日から 2 月以内の何れか遅く満了する期間内に不備を更正するよう求める。この求めに従わない場合は、国際出願は、取下とみなされる。
- (5) 国際特許出願の送付は、特定法律により定める送付手数料を納付することを条件とし、また、国際出願との関連で、特許協力条約に規定する国際手数料及び調査手数料を同条約に定める期限内に同条約に定める態様で納付しなければならない。
- (6) ハンガリー特許庁長官は、ハンガリー特許庁の公報において、国際手数料及び調査手数料の額並びにこれらの納付についての規定に関する情報を公告する。

第 84/S 条 指定又は選択官庁としてのハンガリー特許庁の手続

- (1) ハンガリー特許庁は、特許協力条約に基づいてハンガリー共和国を指定する国際特許出願に関して、指定官庁としての機能を果たす。ただし、国際出願がハンガリー共和国についての欧州特許の付与を求めて行われている場合(第 84/A 条(a))はこの限りでない。
- (2) ハンガリー特許庁は、(1)にいう国際特許出願に関して出願人が国際予備審査を要求すると共に予備審査の結果を使用することを意図している締約国としてハンガリー共和国を選択した場合において、選択官庁としての機能を果たす。
- (3) ハンガリー特許庁が指定又は選択官庁としての機能を果たす場合は、国際特許出願の優先日から 31 月以内に国際出願のハンガリー語翻訳文に発明者の名称及び宛先の表示を添えて提出し、かつ、特定法律により定める国内手数料を納付しなければならない。
- (4) (3)に定める行為は、同項に定める期間の末日から 3 月以内に履行することもできるが、ただし、特定法律により定める割増手数料を同項に定める期間内に納付することを条件とす

る。

(5) (3)に規定する翻訳文には、明細書、クレーム、図面の文言部分及び要約を含める。クレームが特許協力条約に基づいて又は(3)に定める行為の履行の際に補正された場合は、原クレーム及び補正されたクレームの両方をハンガリー語で提出する。

(6) (3)に定める行為が同項に定める期限内にも、また、割増手数料の同時納付を伴った上で(4)に定める期限内にも履行されなかった場合は、国際特許出願の効力はハンガリー共和国内で消滅し、これは、ハンガリー特許庁に提出した特許出願の取下と同一の結果を生じる。

(7) 国際特許出願のうち特許協力条約第 17 条(3)(a)に基づいて国際調査機関により調査されていない部分は、出願人が特定法律により定める割増調査手数料を国際出願の翻訳文のハンガリー特許庁への提出から 3 月以内に納付しない限り、取下とみなされる。

(8) 国際出願の翻訳文の提出と共に割増調査手数料が納付されなかった場合は、ハンガリー特許庁は、出願人に対し、(7)に定める期限内に不備を更正するよう求める。

(9) ハンガリー特許庁は、国際特許出願の(7)に定める部分が取下とみなされるか否かを命令により確定する。

第 84/T 条

(1) 特許協力条約第 29 条(1)に従い、国際特許出願の公開により、国際出願のハンガリー語翻訳文が公表された日におけるハンガリー共和国での特許の仮保護が確定する。第 70 条の規定を翻訳文の公表に準用する。

(2) 第 2 条(3)の適用上、国際特許出願の公開の効力は、ハンガリー特許庁における手続での公開(第 70 条)の効力と同一である。ただし、第 84/S 条(3)に定める行為が国際出願に関して適正に履行されることを条件とする。

第 84/U 条

(1) 指定官庁又は選択官庁としてのハンガリー特許庁は、出願人の特別の請求により、国際特許出願の実体審査を行う。請求は、第 84/S 条(3)に定める行為と同時に又は新規性調査の実行に関する公式情報の日から遅くとも 6 月以内に提出しなければならない。

(2) 特定法律により定める審査手数料は、請求の提出から 2 月以内に納付しなければならない。

(3) 実体審査及びその請求に関するその他の事項に関しては、第 74 条から第 76 条までの規定を準用する。

第 84/V 条

優先権主張の条件及び効力に関しては、工業所有権の保護に関するパリ条約のストックホルム改正法第 4 条の規定を特許協力条約第 8 条(2)(b)にいう場合にも準用する。

第 84/Z 条

(1) 特許協力条約第 7 条(2)(ii)に基づいて、ハンガリー特許庁は、発明を説明する図面が発明の理解に必要なではないが、発明の内容から判断して図面による説明の余地がある場合は、出願人に対し、当該図面を提出するよう求めることができる。

(2) 特許協力条約第 27 条(2)(ii)に基づいて、ハンガリー特許庁は、国際特許出願人に対し、

当該出願において行った申立又は陳述の証拠となる書類を提出するよう求めることができる。ただし、同条約に特定する場合においては、出願人は、出願においてなされた申立の真実性について合理的な疑いがある場合に限り、前記の証拠を提出することを義務付けられる。

(3) 指定官庁としてのハンガリー特許庁は、出願人の請求により、第 84/P 条(3)の規定も考慮に入れて、本法の規定を準用して特許協力条約第 25 条に規定する再審理を行う。

第 IV 部 特許事項に関する裁判手続

第 XI 章 ハンガリー特許庁の決定の再審理

第 85 条 再審理の請求

- (1) 裁判所は、請求に基づき、ハンガリー特許庁による次のものを再審理することができる。
- (a) 第 53/A 条にいう決定
 - (b) 手続を中止する決定又は特許出願登録簿若しくは特許登録簿への記入の根拠を与える決定
 - (c) ファイルの閲覧を排除し又は制限する命令。これについては、行政手続の一般規則に関する法律の規定に基づく別個の法的救済が可能である。
 - (d) 手続の開始を求める請求を提出した者以外の者に対し、手続の当事者としての法的地位を与えない命令
 - (e) 手続上の罰金を課する命令又は手続上の費用の額及びその支払に関する裁定
- (2) 手続上の罰金を課する命令又は手続上の費用の額及び配分に関する裁定の再審理を求める請求には、当該再審理の請求において争われていない他の決定事項を遅らせる効果はなく、また、他の決定事項を確定する妨げとならない。
- (3) (1) に言及されていないハンガリー特許庁の決定は、(1) にいう決定の再審理に関する請求においてのみ争うことができる。
- (4) 次の者は、決定の再審理を請求することができる。
- (a) ハンガリー特許庁における手続の当事者
 - (b) ファイルの閲覧から排除され又はファイルの閲覧を制限された者
 - (c) 手続の当事者としての法的地位を与えられなかった者
- (5) 公訴官は、第 6 条(2) に基づき、特許の付与及び取消の決定の再審理を請求することができる。ハンガリー特許庁における手続の他の関係者は、自己の権利として、当該決定又はその決定の自己に関する部分の再審理を求める別個の請求を提出することができる。
- (6) 再審理の請求は、(7) 及び(8) に定める場合を除き、関係当事者又は手続の他の当事者に対する決定の伝達日から 30 日以内に提出し、又は書留郵便により送付しなければならない。
- (7) 次の場合は、再審理の請求の提出に関する 30 日の期限は、手続の継続請求又は原状回復請求を拒絶する命令又は提出されていないものとみなす命令の伝達から起算する。
- (a) 当該期限日が(6) に基づく決定の伝達日より遅く到来し、かつ
 - (b) 当該手続の継続請求又は原状回復請求が(6) に基づく決定の直接的な基礎となった不作為の結果を回避するために提出された場合
- (8) 行政手続の一般規則に関する法律の規定に基づき、憲法裁判所が下した決定を根拠としてハンガリー特許庁の決定の再審理が請求される場合は、再審理の請求の提出期限は、憲法裁判所の決定の宣告から 30 日とする。
- (9) 再審理の請求は、ハンガリー特許庁に提出するものとし、同庁は、特許ファイルの書類と共にこれを 15 日以内に裁判所に転送する。ただし、(10) に規定する場合についてはこの限りでない。相手方当事者が手続に参加していた場合は、ハンガリー特許庁は、同時に、当該請求の転送について相手方当事者に通知する。
- (10) 再審理の請求が基本的に重要な法律問題を提起する場合は、ハンガリー特許庁は、当該

問題についての陳述書を作成し、再審理の請求書及び特許ファイルの書類と共にこれを 30 日以内に裁判所に転送する。

(11) 訴訟に関する規則を再審理の請求の要件に準用する。

(12) 遅れて提出した請求については、裁判所は、原状回復請求に関して決定を行う。

第 86 条 管轄権及び権限

(1) ハンガリー特許庁が行った決定の再審理に関する訴訟手続においては、メトロポリタン裁判所が管轄権及び排他的権限を有する。

(2) (廃止)

第 87 条 裁判所の構成

メトロポリタン裁判所は、3 名の職業裁判官による合議体として組織し、この内 2 名は、技術大学の学位又は同等の資格を有するものとする。

第 88 条 再審理の請求に関する訴訟手続に適用される規則

裁判所は、非訟民事手続規則に基づき、本法にいう例外に従うことを条件として、ハンガリー特許庁が行った決定の再審理の請求を審理する。本法又は当該手続の非訟的性格により別段の手続が示されない限り、民事訴訟法に関する 1952 年の法律 III (以下「民事訴訟法」という)の規定を訴訟手続に準用する。

第 89 条 公開

裁判所は、民事訴訟法の一般規定に定める要件が満たされない場合においても、当事者の請求により、審理から傍聴人を排除することができる。

第 90 条 除斥

(1) 民事訴訟法の一般規定に定める場合に加え、次の者は、手続から除斥され又は裁判官の職権を行使することができない。

(a) ハンガリー特許庁の決定に参加した者

(b) (a)にいう者の、裁判官の除斥に関する民事訴訟法の一般規定に規定するところによる親族

(2) (1)の規定は、手続記録の作成者及び専門家にも適用する。

第 91 条 手続当事者及び他の参加人

(1) 請求を提出した者は、裁判手続の当事者となる。手続を提起する公訴官は、当事者が有するすべての権利を有する。ただし、公訴官は、和解に同意してはならず、又は、権利を放棄し若しくは承認してはならない。

(2) 相手方当事者がハンガリー特許庁における手続に参加していた場合は、裁判手続は、当該当事者に対して提起される。

第 92 条

共同特許権者の 1 が特許を維持し、かつ、保護するために独立に行動する場合、又は手続が

共同特許権者の1のみに対して提起された場合は、裁判所は、他の特許権者に対し、当該手続に参加することができる旨を通知する。

第93条

(1) ハンガリー特許庁が行った決定の再審理手続の結果に法律上の利害を有する者は、裁判所の決定が確定するまで、利害を共有する当事者に有利となるように手続に参加することができる。

(2) 和解、権利の承認及び放棄の場合を除き、手続参加人は、自己が支持する当事者がとることができる如何なる行為も行うことができる。ただし、手続参加人の行為は、当該当事者の行為と矛盾しない場合にのみ効力を有する。

(3) 手続参加人と関係当事者との間の法的紛争は、手続の過程で決定を下すことができない。

第94条 代理

(1) 特許弁護士は、裁判手続における代理人としても行動することができる。

(2) ハンガリー又は外国において特許弁護士又は弁護士に付与された委任状の有効性に関しては、本人の署名があれば足りる。

第95条 手続費用

(1) 相手方当事者も裁判手続にいる場合は、訴訟費用に関する規定を手続費用の前払及び納付に準用する。

(2) 相手方当事者がいない場合は、申立人が費用の前払をする。

(3) 当事者を代理する特許弁護士の経費及び報酬は、手続費用に加算する。

第96条 不作為

申立人も何れの当事者も審理に出頭しない場合又は何れの当事者も定めた期限内に裁判所の出頭要請に応じない場合は、裁判所は、利用可能な材料に基づいて請求に対する決定を行う。

第97条 原状回復

第49条の規定は、非訟手続における原状回復請求の提出に準用する。

第97/A条 請求に基づく措置

ハンガリー特許庁が再審理の請求(第85条(5))に関する陳述書を作成した場合は、手続合議体の議長は、当該陳述書について当事者に通知する。

第98条 聴聞及び証拠調べ

(1) 第1審裁判所は、民事訴訟法の規定に基づき、証拠調べをし、かつ、聴聞を行う。

(2) 相手方当事者が手続に参加せず、かつ、訴訟を証拠書類に基づいて解決することが可能な場合は、裁判所は、聴聞なしに決定を行うことができる。ただし、当事者は、その請求により、聴聞を受けることができる。

(3) 裁判所が聴聞を行うことなく事件を審理していたが、手続の間に聴聞が必要であると判断した場合は、いつでも聴聞を命じることができる。ただし、裁判所が聴聞による事件の審

理を行っている場合又は聴聞を命じている場合は、裁判所は、当該命令を取り消すこと及び聴聞なしで事件を審理することはできない。

(4) ハンガリー特許庁における手続で達成することができなかつた和解は、裁判手続で達成してはならない。

(5) 第 84/M 条の規定は、裁判手続の中止にも準用する。

第 99 条 決定

裁判所は、事件の実体的事項及び他の事項について、判決により決定を行う。

第 100 条

(1) 特許事件で下された決定を裁判所が変更する場合は、当該決定は、ハンガリー特許庁の決定に代わるものとする。

(2) 裁判所は、次の場合は、決定を無効にし、ハンガリー特許庁に対してあらためて手続を行うよう命じる。

(a) 当該決定が、除斥の理由で異論を唱えられ得る者の参加の下に行われた場合

(b) ハンガリー特許庁における手続の間に、裁判所が修正することができない実質的な手続規則の違反があった場合

(c) (廃止)

(3) 当事者の 1 が、ハンガリー特許庁における手続の対象でなかつた事項に関して裁判所の決定を請求する場合は、裁判所は、当該請求をハンガリー特許庁に付託する。ただし、取消手続において、ハンガリー特許庁が第 81 条(1)に基づき取消理由を考慮に入れなかつた場合、又は新たな取消理由が再審理の請求において若しくは当該請求の提出後に陳述された場合は、この限りでない。裁判所は、このような取消理由を考慮に入れないものとする。請求を付託した場合は、裁判所は、必要な場合は、ハンガリー特許庁の決定を無効とする。

(4) 裁判所は、当事者が再審理の請求において又は当該請求の提出後に提示した事実、申立若しくは証拠であつて、ハンガリー特許庁が第 47 条(3)に従い、適正に、同庁における手続において考慮に入れなかつたものは考慮に入れえないものとする。

(5) 再審理請求提出の後、ハンガリー特許庁が、第 85 条(1) (b) から (d) までにいう同庁の決定の何れかを撤回した場合は、裁判所は、手続を終了する。ハンガリー特許庁がその決定を変更した場合は、裁判手続は、なお係属している事項に関してのみ継続する。

第 101 条

(1) 事件の実体的事項に関する裁判所の判決は、送達により伝達する。判決の宣告をもって判決が公表されたとはみなさない。裁判所が再審理の請求について聴聞において決定を下す場合は、事件の実体的事項に関する判決も、当該聴聞の日に宣告する。宣告は、事件の複雑性により不可欠な場合に限り、8 日を超えない期間の延長をすることができる。このような場合は、宣告の期限を直ちに定めるものとし、判決は、宣告の日までに書面にする。

(2) メトロポリタン裁判所の決定に対してなされた上訴に関する判決に当たっては、民事訴訟法第 257 条の規定を準用する。ただし、第 2 審裁判所は、その旨の請求がある場合は、当該上訴が第 85 条(1) (c) 及び(d)にいうハンガリー特許庁の決定に対して提出された再審理請求に関する判決に対してなされた場合を除き、当事者を口頭でも聴聞する。

第 102 条 第 2 審における裁判手続(廃止)

第 103 条 再審請求(廃止)

第 XII 章 特許訴訟

第 104 条 特許訴訟に適用する規則

(1) メトロポリタン裁判所は、次の裁判手続において、排他的権限を有し、かつ、第 87 条に規定するように構成された合議体を開廷するものとする。

(a) 規則 816/2006/EC(第 33/A 条(1))が適用される強制ライセンス(第 83/A 条から第 83/H 条まで)に関する事項を除き、強制ライセンスの付与、変更又は取消に関する訴訟

(b) 先使用又は継続的使用に関する権利の存在、更には第 84/K 条(6)並びにミュンヘン条約(第 84/A 条(a))第 112a 条(6)及び第 122 条(5)において規定する権利の存在に関する訴訟

(c) 発明又は特許の侵害に関する訴訟

(2) 特許訴訟においては、原告が、当該発明は特許されていること及び自己が特許権者又は自己の名義で侵害手続を提起することができる実施者であることを証明した場合は、別段のことが示されるまでの暫定措置が、特別の評価に値する原告の権利を保護するために必要とみなされる。別段のことを示す際は、事件のすべての事情、特に、特許がハンガリー特許庁若しくは第 1 審裁判所により取り消されたこと、又はハンガリー共和国においても有効な欧州特許が欧州特許庁若しくは欧州特許機構の他の加盟国の異議申立部により取り消された事情が考慮に入れられる。特許侵害の開始から 6 月、又は原告が侵害及び侵害者の身元を認識した日から 60 日を既に経過している場合は、特別の評価に値する原告の権利を保護する必要性を立証する推定に関する規定は適用しない。

(3) 暫定措置により生じた損害又は取得可能な利益を評価するに当たっては、当該措置が公共の利益又は第三者の正当な権利を明白にかつ著しく害するか否かも考慮に入れるものとする。

(4) 特許侵害については、訴訟を開始する前にも暫定措置を請求することができる。メトロポリタン裁判所は、非訟手続において、請求に対する決定を下す。非訟手続の特徴から生じる例外を除き、本法の規定及び民事訴訟法の一般規則を暫定措置に関する非訟手続に準用する。原告が(8)に従って特許侵害訴訟を開始した場合は、非訟手続において納付した手数料を超える額を訴訟手数料として納付しなければならない。

(5) 侵害の場合に適用される民事救済に加え、特許権者は、暫定措置に関する条件について、裁判所に対し、次の事項を請求することができる。

(a) 特許権者が損害賠償又は侵害による不当利得の引渡に関する請求の後日の実現を危うくする虞がある事情を証明した場合に、司法執行法の規定に従って予防措置を命令すること

(b) (a)に従って予防措置を命じる目的で、侵害者に、その銀行、財務又は商業関係の書類を伝達又は提示させること

(c) 特許権者が、特許侵害の停止を要求する代わりに、申し立てられている侵害行為を侵害者による継続に同意する場合は、保証金の供託を命じること

(6) (5)(c)に基づく保証金の供託命令に関しては、裁判所は、特許権者によるこの旨の請求がない場合であってもこれを命じることができるが、ただし、特許権者が特許侵害の停止を

請求し、裁判所がこれを認めないことを条件とする。

(7) 裁判所は、順不同で、暫定措置について、この趣意での請求の提出から遅くとも15日以内に決定を下す。第2審裁判所は、暫定措置に関する決定に対して提起された不服申立について、順不同で、その提起から遅くとも15日以内に、決定を下す。

(8) 裁判所は、被告の請求により、訴訟の開始前に請求された暫定措置((5)及び(6)をも含む)についてのその決定を取り消す。ただし、特許権者が、当該決定の伝達から15日以内に、暫定措置により執行された請求に関して特許侵害手続を提起しなかった場合に限る。裁判所は、順不同で、暫定措置の取消請求の提出から遅くとも15日以内に、当該請求について決定を下す。

(9) 特許侵害手続の過程で、当事者の1が合理的に利用可能な証拠を既に提示していた場合は、裁判所は、証拠を提示した当事者の請求により、被告に対し、次の事項を要求することができる。

(a) その者が保有する書類その他の証拠物件を提示し、かつ、閲覧に供すること

(b) その者の銀行、財務又は商業関係の書類を伝達又は提示すること

(10) 特許権者が特許侵害の事実又は危険を相当な程度に示した場合は、特許侵害手続の提起前にも証拠の予備的提示が認められる。手続が未だ開始していない場合は、メトロポリタン裁判所において、証拠の予備的提示が求められる。予備的証拠は、メトロポリタン裁判所により徴集される。証拠の予備的提示を命じる決定に対しては、不服申立が認められる。

(11) 証拠の予備的提示を命じる決定の伝達から15日以内に特許権者が特許侵害手続を提起しなかった場合は、裁判所は、被告の請求により、証拠の予備的提示を命じる決定を取り消す。裁判所は、順不同で、証拠の予備的提示の取消請求の提出から遅くとも15日以内に、当該請求について決定を下す。

(12) 遅延により回復不能の損害が生じるときは極度の緊急性がある場合とみなされ、このことを考慮して、被告を聴聞することなく、暫定措置((5)及び(6)をも含む)を取ることができる。遅延により回復不能の損害が生じるとき又は証拠の破棄の虞があるときは緊急性がある場合とみなされ、このことを考慮して、被告を聴聞することなく、予備的証拠を徴集することができる。被告を聴聞することなく下された決定は、令状により被告に伝達される。決定の伝達後、被告は、聴聞を受けること、又は暫定措置若しくは証拠の予備的提示を命じる決定の再審理若しくは取消を請求することができる。

(13) 裁判所は、証拠の予備的提示及び暫定措置((5)(c)及び(6)を除く)の命令に際し、保証金を供託させることができる。

(14) (5)(c)、(6)及び(13)にいう場合において、保証金から補償を受ける権利を有する当事者が、証拠の予備的提示若しくは暫定措置についての決定を取り消す決定又は手続の停止についての判決が効力を生じた日から3月以内にその請求を執行しないときは、供託人は、保証金の払戻を要求することができる。

(15) (1)において言及されていない他の如何なる特許訴訟も、県裁判所(メトロポリタン裁判所)の審理を受けなければならない。

(16) 民事訴訟法の一般規定を、本法第89条、第94条及び第95条(3)に定める例外を除き、(1)及び(15)にいう裁判手続において適用する。

第V部 植物品種の保護

第XIII章 植物品種及び植物品種の保護

第105条 一般規定

本法の適用上、次のとおりとする。

(a) 植物品種：既知の最低順位の単一植物分類群に属する植物グループであって、保護の条件が完全に満たされているか否かに拘らず、次のことが可能なもの

1. 一定の遺伝子型又は遺伝子型の組合せから生じる特性の発現により定義すること
2. 前記の特性の少なくとも1の発現により他の植物グループから識別すること、及び
3. 無変化増殖の適性に関して1単位とみなすこと

(b) 増殖材料：植物全体、種子又は植物の他の部分であって、植物全体の栽培又は他の方法での生産に適しているもの

第106条 植物品種保護の対象

(1) 植物品種保護は、識別性があり、均一性があり、安定した、新しい品種に付与される。

(2) 植物のすべての属及び種(属の間又は種の中の雑種を含む)は、植物品種保護の対象となり得る。

(3) 品種は、一定の遺伝子型又は遺伝子型の組合せから生じる特性の発現により、優先日においてその存在が公知の事項であった他の品種から明確に識別することができる場合は、識別性があるとみなす。他の品種の存在は、特に次の場合は、出願日から公知の事項であるとみなす。

(a) 当該他の品種が既に植物品種保護の対象となっていたか又は植物品種の公式登録簿に記入されていた場合

(b) 植物品種保護又は国家登録に関する出願が行われた場合。ただし、当該出願により植物品種保護が付与されること又は当該品種が公式植物品種登録簿に記入されることを条件とする。

(4) 品種は、その増殖の特徴から予想され得る変化を前提として、その個体が識別性審査に含まれる特性及び品種の説明のために用いられた他の特性の発現において十分に均一性がある場合に、均一性があるとみなす。

(5) 品種は、識別性審査に含まれる特性及び品種の説明に用いられた他の特性の発現が、反復増殖の後に、又は特定の増殖サイクルの場合は当該各サイクルの終了時にも変化しないときは、安定しているとみなす。

(6) 品種は、当該品種の増殖材料又は収穫材料が育成者(第108条(1))若しくはその権原承継人により、又は育成者若しくはその権原承継人の同意を得て、当該品種の実施の目的で、次のように他人に販売されなかったか又はその他の方法で処分されなかった場合に、新しいとみなす。

(a) 優先日の1年前より前にハンガリーにおいて

(b) 優先日の4年前、又は樹木若しくは蔓植物のときは、6年前より前に外国において

第 107 条 保護を受けることができる植物品種

- (1) 植物品種保護は、次の場合に植物品種に付与される。
 - (a) 当該植物品種が第 106 条に定める要件を満たしており、
 - (b) 当該植物品種に(2)の要件を満たす品種名称が与えられており、また
 - (c) 当該保護出願が本法に定める要件を満たしている場合
- (2) 植物品種には、識別に適した品種名称が与えられなければならない。品種名称は、特に、次の場合は識別に適していないものとする。
 - (a) 当該名称が、同一の植物種若しくは密接に関連する種の既存の品種を指定する場合又はこのような品種と混同される虞がある場合
 - (b) 当該名称の使用が他人の先の権利を侵害する場合
 - (c) 当該名称が当該品種の特性、価値若しくは同一性又は育成者の身元について誤解を生じさせ又は混同を生じさせる虞がある場合
 - (d) 当該名称が図形のみから成る場合。ただし、これが品種を指定する上で確立された慣行である場合を除く。
 - (e) 当該名称の使用が公序良俗に反する場合

第 108 条 植物品種の育成者及び植物品種保護を受ける権利

- (1) 育成者とは、ある品種を育成し又は発見し、開発した者をいう。
- (2) 植物品種保護に対する権利は、育成者又はその権原承継人に帰属する。
- (3) 出願人は、次の場合に、本法に基づいて植物保護を受ける。
 - (a) 出願人がハンガリー国籍であるか又はその本拠地若しくは所在地がハンガリーにある場合
 - (b) 出願人が植物の新品種の保護に関する国際条約(以下「UPOV 条約」という)の締約国若しくは締約国際組織の加盟国の国民であるか又は本拠地若しくは所在地がこのような国にある場合
- (4) (3)に定める場合に加えて、他の国際条約に基づいても又は相互主義に基づいても、植物品種保護を受けることができる。相互主義の事項に関しては、ハンガリー特許庁長官の見解が決定的効力を有する。
- (5) 育成者の人格権、植物品種保護に対する権利、職務及び従業者植物品種及び育成者の報酬に関連する他の事項に関しては、第 7 条(2)から(7)まで、第 8 条(2)から(4)まで及び第 9 条から第 17 条までの規定を準用する。

第 109 条 植物品種保護により与えられる権利

- (1) 植物品種保護により、当該品種を実施する排他的権利が植物品種保護の所有者(以下「所有者」という)に与えられる。
- (2) 実施の排他的権利に基づき、所有者は、その同意を得ていない者が保護品種の増殖材料に関して次の行為を行うことを防止する権利を有する。
 - (a) 生産又は生殖(繁殖)
 - (b) 増殖のための調整
 - (c) 販売の申出
 - (d) 販売その他のマーケティング

(e) 輸出

(f) 輸入

(g) (a)から(f)までにいう目的の何れかのための貯蔵

(3) (2)の規定は、保護品種の増殖材料の無許可使用を通じて得た収穫材料又は収穫材料の無許可使用を通じてこのような収穫材料から直接生産された生成物にも適用する。ただし、所有者が前記の増殖材料又は収穫材料に関するその権利を行使する合理的な機会を有していた場合はこの限りでない。

(4) (2)及び(3)の規定は、次のような品種にも適用する。

(a) 本質的に保護品種から派生したもの。ただし、当該保護品種自体が本質的に派生した品種でない場合に限る。

(b) 第106条(3)に基づいて明確には保護品種から識別することができないもの

(c) その生産に保護品種の反復使用が必要であるもの

(5) (4)(a)の適用上、品種は、次の場合は、本質的に他の品種(「原品種」)から派生したとみなす。

(a) 当該品種が、主として原品種から又はそれ自体主として原品種から派生した品種から派生し、かつ、原品種の遺伝子型又は遺伝子型の組合せから生じた本質的特性の発現を維持しており、

(b) 第106条(3)に基づいて原品種から明確に識別することができ、かつ

(c) 派生過程から生じた相違を除き、原品種の遺伝子型又は遺伝子型の組合せから生じた本質的特性の発現において原品種に合致する場合

(6) 実施の排他的権利は、次のものには及ばない。

(a) 私的になされるか又は経済活動に関わらない行為

(b) 当該植物品種に関して実験目的でなされる行為

(c) 他の品種を育成する目的でなされる行為、並びに(4)の規定が適用される場合を除き、当該他の品種に関する(2)及び(3)にいう行為

(7)－(8) (廃止)

第109/A条 植物品種保護から生じる報酬の請求

(1) 農業者は、植物品種保護の下にあり、かつ、(2)にいう植物種に属する植物品種の種子又は塊茎(以下「種子」という)を自らの保有地に作付することにより得られた収穫物(交雑種及び合成植物品種を除く)を所有者の許可なしに、自らの保有地において繁殖目的で利用することができる。この利用に関して、所有者は、(4)にいう場合を除き、公平な報酬を受ける権原を有する。

(2) (1)は次の農業植物種に適用される。

(a) 飼料植物

1. ヒヨコ豆レンゲ—*Cicer arietinum* L.

2. イエロールピナス—*Lupinus luteus* L.

3. アルファルファ—*Medicago sativa* L.

4. 野生エンドウ豆—*Pisum sativum* L.

5. エジプトクローバー—*Trifolium alexandrinum* L.

6. ペルシアクローバー—*Trifolium resupinatum* L.

7. 野生ソラ豆—*Vicia faba*

8. 一般のエンドウ—*Vicia sativa* L.

(b) 穀類

1. オート麦—*Avena sativa*

2. 大麦—*Hordeum vulgare* L.

3. 米—*Oryza sativa* L.

4. カナリー草—*Phalaris canariensis* L.

5. ライ麦—*Secale cereale* L.

6. トリチカレ—*X Triticosecale* Wittm.

7. 小麦—*Triticum aestivum* L. emend. Fiori et Paol.

8. デュラム小麦—*Triticum durum* Desf.

9. スペルト小麦—*Triticum spelta* L.

(c) イモ類

1. ジャガイモ—*Solanum tuberosum*

(d) 油脂及び繊維植物

1. セイヨウアブラナ—*Brassica napus* L. (partim)

2. カブアブラナ—*Brassica rapa* L. (partim)

3. 亜麻仁—*Linum usitatissimum*

(3) 本法の適用上、次のとおりとする。

(a) 自らの保有地とは、農業者が植物を育てるのに実際に使用している保有地又は地所の一部をいい、自己の資産であるか又は他の法的根拠により使用しているかを問わない。

(b) 農業者とは、耕地作物の栽培に従事する自然人、法人又は法的人格を有さない組織をいう。

(4) (1)に定める報酬を支払う義務は、20ヘクタール未満、又はジャガイモの場合は1ヘクタール未満の土地で耕地作物の栽培に従事する農業者には適用されない。

(5) 本条及び第109/B条にいう権利は、所有者個人が、又はその組織を通じて行使することができる。所有者の組織は、組織に対し書面によりそうすることの許可を与えた構成員又は他の所有者に代わって専ら処理することができる。所有者は、書面による許可を組織に与えた場合は、個人的に報酬請求の手続きをとることはできない。第109/C条及び第114/C条に基づく請求を行うに際し、民事訴訟法第V章の規則は、所有者の組織によりなされる法的代理に対しては適用される。

(6) (1)にいう報酬を支払う義務は、農業者が収穫物を農場において繁殖目的で実際に利用する日から有効となる。

(7) 報酬の限度及び支払は、所有者と農業者との間の協定により決定される。所有者は、(農業者の組織の構成員に関しては)農業者の組織とも協定を結ぶことができる。

(8) (7)に基づく協定がない場合は、次のとおりとする。

(a) 報酬の基礎は、それぞれの植物品種の繁殖のために所有者が推奨する種子の量に、第109/B条(3)(c)に基づき農業者が示す農場の大きさを乗じたものとする。報酬の限度は、それぞれの植物品種のうち最低繁殖率を有する封印済種子の価格に含まれて、前記の量に適用されライセンス料水準の50%である。

(b) 事件の状況に基づく合理的な支払期間及び支払方法は、所有者が農業者に直接送付する

か又は名宛人を代理する農業者組織を通じて送付する要請書により決定される。農業者は、この要請書において、(a)に定める報酬の限度について所有者から通知を受ける。

(9) 各植物品種に関して、(8)(a)に基づく推奨作付量及び量の単位に適用されるライセンス料の限度は、所有者の主導の下で、農業政策担当の大臣が所管する省により、それぞれの作付期間前に、毎年その公報で公告される。(7)という場合を除き、この公告がされなかった場合は、報酬は、公共事業機関を通じて請求することができない。

第 109/B 条

(1) 第 109/A 条(1)に基づいて報酬を請求する目的では、植物育成に係わる機関は、当該データがその記録に含まれている場合は、(権原が証明される場合において、費用の支払がなされ、請求があったときは)保護下にあり、かつ、第 109/A 条(2)にいう植物種に属する植物品種の所有者に次のデータを提供する。

(a) 所有者を受益者とする保護の下にあり、第 109/A 条(2)にいう植物種に属し、(第 109/A 条(4)にいう範囲の農業者に属さない)農業者の保有地において管理され、種子の生産に用いられる植物品種の名称、繁殖度及び繁殖量、並びにそれぞれの農業者の名称及びその保有地の住所

(b) 種子処理者により処理された植物品種であって、第 109/A 条(2)にいう植物種に属し、かつ、所有者を受益者とする保護下にあるものの名称、及び処理された生種子の量

(2) 第 109/A 条(1)に基づいて報酬を請求する目的では、農業及び農村開発担当庁は、当該データがその記録に含まれている場合は、(権原が証明される場合において、費用の支払がなされ、請求があったときは)保護下にあり、かつ、第 109/A 条(2)にいう植物種に属する植物品種の所有者に次のデータを提供する。

(a) 第 109/A 条(2)にいう植物種の育成を通知した農業者であって、第 109/A 条(4)にいう範囲の農業者に属さないものの名称、及びその保有地の住所

(b) 各植物品種に用いられた農場の大きさを表示して、(a)にいう農業者が使用した農場全体の大きさ

(3) 第 109/A 条(1)に基づいて報酬を請求する目的では、((1)に基づくデータ又はその他のデータを基礎として)第 109/A 条(1)に基づく利用を行ったとみなされる農業者は、所有者に対し、その請求にもとづいて、所有者の指定する合理的な期限内に、次のデータを提供する義務を負う。

(a) 第 109/A 条(2)にいう植物種に属する植物品種であって、所有者を受益者とする保護下にあり、かつ、その収穫物を農業者が自らの保有地において繁殖のために利用したものの名称

(b) (a)に基づく植物品種の場合は、封印された種子であって、所定の経済年に購入され、かつ、利用された量、封印番号、及び作付けられた農場の大きさの表示

(c) (a)に基づく植物品種の収穫物が作付けられた農場の大きさの表示

(d) (a)に基づく植物品種の収穫物を、第 109/A 条(1)に基づく利用のために処理した者の名称及び住所

(4) 第 109/A 条(1)に基づいて報酬を請求する目的では、種子処理者は、(所有者の書面による請求があったときは)、第 109/A 条(2)にいう植物種に属する植物品種であって、所有者を受益者とする保護下にあるものの収穫物を作付けの目的で処理した量についての情報、並びにこの処理行為の対象となる者の名称及び住所(営業所)

(5) (3)及び(4)にいうデータの提供は、所定の経済年に関し、及び先の3年のうち農業者が所有者にデータを提供していなかった年に関して、求められることがある。(3)に基づいてデータを提供する義務がある農業者は、封印された種子の購入及び利用量に関する(3)(b)に基づくデータを認証書類によっても証明しなければならない。

(6) 所有者は、(3)及び(4)に基づく請求において、自らの名称及び住所並びに自らを受益者とする保護下にある植物品種の名称を提供する義務がある。所有者は、(3)に基づく請求において、如何なるデータに基づいて、農業者が第109/A条(1)に基づく利用を行ったと推定するかを説明しなければならない。農業者又は処理者の請求があったときは、権原の証明をしなければならない。

(7) 所有者は、(3)及び(4)に基づく農業者又は種子処理者への請求を、(このための合意がある場合は)、それらの者の組織を通じても提出することができる。

第109/C条

(1) 第109/B条(3)及び(4)にいうデータの提供に関し、(反復して要請したにも拘らず)一部又は完全に不履行の場合、又は虚偽のデータの提供の場合は、所有者は、第109/B条(3)及び(4)にいうデータの提供又は訂正を請求することができる。

(2) 提供されたデータの真正性が争われる場合は、立証責任は農業者の側にある。

第110条 植物品種保護により与えられる実施の排他的権利の消尽

(1) 植物品種保護により与えられる実施の排他的権利は、保護品種若しくは第109条(4)の規定が適用される品種の材料であって、所有者により若しくはその同意を得て欧州経済地域内において販売され又はその他の方法で市場に出されたもの、又は当該材料から派生した材料に関する行為には及ばない。

(2) 実施の排他的権利は、(1)にいう行為であって、当該品種の一層の増殖に関わるもの、又は当該品種の増殖を可能にする当該品種の材料の、(1)にいう品種が属する植物の属若しくは種の品種を保護しない国への輸出に関わるものに及ぶ。ただし、輸出された材料が最終消費目的のためのものである場合は、この限りでない。

(3) (1)及び(2)の適用上、材料とは、増殖材料、収穫材料及び収穫材料から直接作られた生産物をいう。

第111条 植物品種保護の期間

確定植物品種保護は、保護の付与日から25年、又は蔓植物及び樹木の場合は、30年の期間とする。

第111/A条 植物品種保護の維持

(1) 特定法律により定められる維持手数料は、植物品種保護期間の各年について納付しなければならない。

(2) 植物品種保護の維持及び維持手数料に関しては、特許保護の維持及び維持手数料に関する規定を準用する。

第 112 条 植物品種育成者の報酬

植物品種の育成者は、発明の報酬に関する規定(第 13 条)に基づいて報酬(育成者の報酬)を受ける権利を有する。

第 113 条 植物品種の維持、品種名称の使用

- (1) 所有者は、植物品種保護の期間中、当該植物品種を維持しなければならない。
- (2) 品種は、販売の申出をされ又は市場に出された場合は、登録品種名称を伴う商標、地理的表示その他類似の表示と関係付けることが認められる。当該表示がそのように関係付けられた場合も、名称は容易に確認することができなければならない。
- (3) 品種が販売の申出をされ又は市場に出された場合は、植物品種保護が消滅した後も、登録品種名称を用いなければならない。ただし、当該使用が他人の先の権利を侵害することになる場合はこの限りでない。

第 114 条 植物品種及び植物品種保護から生じる他の権利及び義務

- (1) 植物品種及び植物品種保護から生じる権利は、第 108 条(3)及び(4)の規定に基づいて植物品種保護を受けることができない者に移転することができない。権原の承継に関連する他の事項に関しては、第 25 条の規定を準用する。
- (2) 植物品種保護の付与後、植物品種保護の所有者が同一の品種について共同体植物品種権(第 115 条(b))を取得した場合は、同人は、当該共同体植物品種権が消滅するまで、年次手数料の納付を免除される。共同体植物品種権が植物品種保護期間の満了前に消滅した場合は、所有者は、第 115/B 条の規定に基づいて、植物品種保護の再設定を請求することができる。
- (3) 植物品種保護の成立、保護の制限、植物品種保護の共同の権利並びに共同植物品種保護に関しては、第 18 条、第 21 条及び第 26 条の規定を準用する。

第 114/A 条 実施契約

植物品種実施契約(植物品種ライセンス契約)に関しては、第 27 条から第 30 条までの規定を準用する。

第 114/B 条 強制ライセンス

- (1) 植物品種保護(以下「基本植物品種保護」という)を侵害することなしには特許発明を実施することができない場合は、請求に基づき、かつ、基本植物品種保護に応じた当該品種の実施に必要な範囲で、強制ライセンスを従属特許の所有者に付与する。ただし、従属特許において主張される発明が、基本植物品種保護において主張される品種と比較して、相当な経済的利益がある、著しい技術的進歩を伴うことを条件とする。
- (2) 保護されている植物品種の実施のために付与された強制ライセンスに関連する他の事項に関しては、第 31 条、第 32 条(2)及び第 33 条の規定を準用する。

第 114/C 条 植物品種及び植物品種保護の侵害

- (1) 次の行為をする者は、植物品種保護を侵害することになる。
 - (a) 保護されている植物品種を不当に利用すること
 - (b) 第 109/A 条(1)に定める報酬を支払う義務を履行しないこと

(2) 植物品種の侵害及び植物品種保護に関しては、第 34 条から第 36 条までの規定を準用する。

第 114/D 条 植物品種保護の取消

(1) 次の場合は、植物品種保護を遡って取り消すものとする。

(a) 植物品種保護の主題が第 106 条(3)及び(6)に定める要件を満たしていない場合

(b) 植物品種保護の付与が、基本的に、育成者又はその権原承継人から提供された情報及び書類に基づいており、かつ、第 106 条(4)及び(5)に定める条件が植物品種保護付与時に満たされていなかった場合

(c) 植物品種保護が本法に基づいてその権原がない者に付与された場合。ただし、当該保護がその権原を有する者に移転されているときはこの限りでない。

(2) 取消請求が最終決定により拒絶された場合は、何人も、同一の植物品種保護について同一の理由に基づく新たな取消手続を提起してはならない。

第 114/E 条 植物品種保護及び品種名称の取消

(1) 植物品種保護の付与後に第 106 条(4)及び(5)に定める条件がもはや満たされなくなった場合は、当該保護は、取消手続の提起日又は取消の条件が生じた日の何れか早い日に遡って取り消される。

(2) (1)にいう場合に加え、所有者が次の事項を行うよう求められた後の所定の期間内にそれをしなかったときは、植物品種保護は、取消手続の提起日に遡って取り消される。

(a) 当該品種の維持を証明するのに必要な書類その他の手段を当局に提供すること

(b) 植物品種保護付与後に前の品種名称が取り消された場合において、第 107 条(2)に定める条件を満たす他の名称の登録を請求すること

(3) 登録品種名称が第 107 条(2)に定める条件を満たしていることを証明するよう所有者が求められた後の所定の期間内に証明しなかったときは、当該名称は取り消される。品種名称の取消後に、所有者が第 107 条(2)に定める条件を満たす品種名称を記載した請求書を提出した場合は、当該新しい品種名称が登録される。

(4) 植物品種保護又は品種名称の取消請求が最終決定により拒絶された場合は、何人も、同一の植物品種保護又は同一の品種名称について同一の理由に基づく新たな取消手続を提起してはならない。

第 114/F 条 植物品種保護の消滅に関する他の規定

植物品種保護の消滅に関連する他の事項に関しては、第 38 条から第 41 条まで及び第 43 条の規定を準用する。ただし、第 39 条に定める場合に加え、植物品種保護が取消手続の提起日又は取消の条件が生じた日に遡って取り消された場合は、確定植物品種保護も消滅する。

第 XIV 章 植物品種保護の事項に関するハンガリー特許庁における手続

第 114/G 条 植物品種保護に関する手続に適用する一般規定

(1) ハンガリー特許庁は、植物品種保護に関する次の事項について権限を有する。

(a) 植物品種保護の付与

- (b) 植物品種保護の消滅及び回復についての決定
 - (c) 植物品種保護の取消(revocation)
 - (d) 植物品種保護及び品種名称の取消(cancellation)
 - (e) 植物品種保護の出願及び保護植物品種(その維持に関連する事項を含む)の登録簿を備えること
 - (f) 植物品種保護に関する事項についての公式情報
- (2) 特定法律により指定された当局(審査当局)は、ハンガリー領域内において、第 106 条(3)から(5)までに定める条件に関して実験的試験を行う。
- (3) ハンガリー特許庁は、聴聞において、構成員 3 名から成る合議体の形で、取消手続を進め、取消の決定を下す。合議体の決定は、過半数による。
- (4) 原状回復に関しては、第 49 条の規定を適用する。ただし、次の場合は原状回復を行わない。
- (a) 優先権証拠書類(第 114/L 条(2))の提出に関して定める期限又は優先権主張に関して定める 12 月の期限に従わなかった場合
 - (b) 原状回復請求及び手続の継続請求(第 48 条(3), 第 49 条(1)及び(2))の提出のために定める期限の不遵守の場合
 - (c) 植物品種保護(第 115/B 条(1))の再設定請求の提出のために定める 3 月の期限の不遵守の場合
- (5) 植物品種保護に関する手続の言語はハンガリー語とし、品種の新規性宣言及び品種の仮説明書はハンガリー語により作成し、かつ、種の普通名称はハンガリー語で付すものとする。言語の使用に関連する他の事項に関しては、第 52 条(2)の規定を準用する。
- (6) 植物品種保護出願の公開前は、審査当局もファイルを閲覧することができる。公開後保護の付与までは、出願人、その代理人、専門家、専門的意見を述べるよう求められた機関及び審査当局のみが当該品種の仮説明書を閲覧することができる。ファイルの閲覧に関連する他の事項に関しては、第 53 条の規定を準用する。
- (7) 本法に別段の規定がない場合は、ハンガリー特許庁は、再審理請求が行われた場合に限り、かつ、当該請求が裁判所に送付されるまでに限り、次の事項に関して下した、手続を終了させる決定を撤回又は変更することができる。
- (a) 植物品種保護の付与
 - (b) 植物品種保護の消滅及び回復についての決定
 - (c) 植物品種保護の取消(revocation)
 - (d) 植物品種保護の取消(cancellation)
 - (e) 品種名称の取消
 - (f) 植物品種保護の再設定
- (8) 本法に別段の規定がない場合は、ハンガリー特許庁は、その決定が法律に違反することを確認した場合又は当事者が一致して決定の変更若しくは撤回を求める場合に限り、再審理請求に基づき(7)(c)から(e)までにいう事項に関して下した、手続を終了させる決定を撤回又は変更することができる。
- (9) (1)から(8)までに規定していない問題においては、植物品種保護に関する手続を規制する一般規定に対して第 VII 章の規定を準用する。ただし、植物品種保護事項において、手続の当事者は、ハンガリー特許庁と電子的手段による通信をする権原を有さず、また、ハンガ

リー特許庁は、当事者と電子的手段による通信をする義務を負わない。

第 114/H 条 植物品種保護に関する登録、公衆に対する情報

(1) ハンガリー特許庁は、植物品種保護出願登録簿及び保護植物品種登録簿を備えるものとし、これらには、植物品種保護に関するすべての事実及び事情を含める。植物品種保護出願登録簿及び保護植物品種登録簿並びに両登録簿への記入に関しては、第 54 条(2)から(5)まで及び第 55 条の規定を準用する。ただし、本法において発明の名称というときは、種の品種名称、普通名称及びラテン語名称を意味する。

(2) 植物品種保護出願及び植物品種保護についての公衆に対する情報に関しては、第 56 条の規定を準用する。ただし、本法において発明の名称というときは、種の品種名称、普通名称及びラテン語名称を意味する。

(3) UPOV 条約の関連規定に従い、ハンガリー特許庁は、UPOV 条約の締約国及び締約政府間組織に対し、品種名称の提示、登録及び取消、並びに取消後の登録された新しい品種名称について通知する。

第 114/I 条 植物品種保護の付与手続；植物品種保護出願及びその要件

(1) 植物品種保護の付与手続は、ハンガリー特許庁への出願をもって開始する。

(2) 植物品種保護出願には、植物品種保護の付与に関する願書、品種の新規性の宣言書、第 106 条(3)から(5)までに定める条件に関する実験的試験の結果を記載した確定説明書、当該種の品種名称、普通名称及びラテン語名称並びに、必要に応じて、他の関連書類を添える。

(3) 植物品種保護出願において満たされるべき詳細な方式要件は、特定法律により定める。

(4) 植物品種保護出願には、特定法律により定める出願手数料の納付を要する。当該手数料は、出願日から 2 月以内に納付しなければならない。

(5) 出願に関する書類が外国語で作成されている場合は、ハンガリー語による仮説明書及び当該種のハンガリー語名称を出願日から 4 月以内に提出しなければならない。

(6) 公開前は、出願人は、第 41 条の規定に従い、植物品種保護出願を取り下げることができる。ハンガリー特許庁は、命令により当該取下を記録に留める。

第 114/J 条 出願日

(1) 植物品種保護出願の出願日は、ハンガリー特許庁に提出された出願書類が少なくとも次のものを含む日とする。

(a) 植物品種保護を求めている旨の表示

(b) 出願人を特定し又は出願人への連絡を可能にする表示

(c) 当該品種の仮説明書。これが他の要件を満たしているか否かを問わない。

(d) 仮品種名称

(e) 当該種の普通名称及びラテン語名称

(2) 出願に対して出願日を付与する目的では、品種の仮説明書の提出に代えて優先権書類に言及すれば足りる。

第 114/K 条 単一性；植物品種保護出願の分割

(1) 植物品種保護出願においては、1 の植物品種に関する保護に限り求めることができる。

(2) 出願人は、1の出願において1を超える植物品種に関する保護を請求した場合は、実験的試験が開始される時まで、出願日及び(ある場合は)先の優先権を維持したままで、当該出願を分割することができる。分割に関連する他の事項に関しては、第73条(2)及び(3)の規定を適用する。

第114/L条 優先権

- (1) 優先権の設定日は、次のとおりとする。
- (a) 一般には、植物品種保護出願の出願日
 - (b) UPOV条約により規定される場合は、当該外国出願の出願日
- (2) (1)(b)に基づく優先権は、植物品種保護出願の出願日に主張しなければならない。優先権を立証する書類は、当該出願の出願日から4月以内に提出しなければならない。
- (3) 他の国際条約に基づき又は相互主義を条件として、かつ、UPOV条約及び(2)に定める条件の下で、優先権は、UPOV条約の非締約国において、又は非締約政府間組織に対して出願が行われた場合にも主張することができる。相互主義に関する事項においては、ハンガリー特許庁長官の見解が決定的効力を有する。

第114/M条 出願時の審査

- (1) 植物品種保護出願を受けて、ハンガリー特許庁は次のことを審査する。
- (a) 出願が出願日付与に関する要件(第114/J条)を満たしているか否か
 - (b) 出願手数料が納付されたか否か(第114/I条(4))
 - (c) ハンガリー語による品種の仮説明書及び種のハンガリー語名称が提出されているか否か(第114/I条(5))
- (2) 出願に続く審査の間、ハンガリー特許庁は、第66条(1)から(3)まで及び(10)の規定を準用して手続を進める。
- (3) 出願手数料が納付されていないか又はハンガリー語による品種の仮説明書若しくは種のハンガリー語名称が提出されていない場合は、ハンガリー特許庁は、出願人に対し、本法に定める期間内に不備を更正するよう求める(第114/I条(4)及び(5))。当該求めに従わない場合は、出願は、取下とみなされる。

第114/N条 一定のデータの伝達

植物品種保護出願に関し、ハンガリー特許庁は、第67条に基づいて公式情報を公表する。

第114/O条 方式要件に関する審査

植物品種保護出願が第114/M条(1)に基づいて審査された要件を満たしている場合は、ハンガリー特許庁は、第114/I(2)及び(3)の方式要件が満たされているか否かを審査する。この間、同庁は、第68条(2)から(4)までの規定を準用して手続を進める。

第114/P条 公開、所見

(1) 植物品種保護出願の公開に関しては、第70条の規定を準用する。ただし、出願が第114/M条(1)に基づき審査された要件を満たしている場合は、出願人の請求により、早期に公開することができる。

(2) 公開後は、何人も、植物品種保護付与に関する手続において、当該植物品種又は当該出願が本法に定める保護に関する要件の何れかを満たしていない旨の所見をハンガリー特許庁に提出することができる。所見に関連する他の事項に関しては、第 71 条(2)及び(3)の規定を準用する。

第 114/R 条 植物品種保護出願の実体審査

- (1) ハンガリー特許庁が行う出願の実体審査においては、次のことを確認する。
 - (a) 当該植物品種が第 106 条(3)から(6)までの要件を満たしているか否か
 - (b) 当該植物品種に第 107 条(2)の要件を満たす品種名称が与えられているか否か
 - (c) 当該植物品種保護出願が本法に定める要件を満たしているか否か
- (2) 第 106 条(3)から(5)までに定める条件は、国家登録手続の過程において又は植物品種保護に関する手続の目的で行われた実験的試験の結果に基づいて評価する。
- (3) 権限を有する外国当局が行った実験的試験の結果は、当該当局の同意を得て、考慮に入れることができる。外国当局が行った実験的試験の結果を出願人が提出した場合は、ハンガリー特許庁は、当該実験的試験の結果に外国当局の同意書を添えて審査当局に転送する(第 114/G 条(2))。審査当局が実験的試験の結果を用いるときは、特定法律により定める規定に基づいて手続を進める。
- (4) 実験的試験の費用は、出願人が負担する。
- (5) 出願人は、優先日から 4 年又は実験的試験の結果の通知から 3 月の何れか遅く満了する期間内に、実験的試験の結果をハンガリー特許庁に提出する。
- (6) 実験的試験の結果が優先日から 4 年の満了前の 3 月以内に提出されない場合は、ハンガリー特許庁は、出願人に対し、(5)に定める期限内に不備を更正するよう又は実験の結果がまだ伝達されていないことを確認するよう求める。出願人が当該求めに従わない場合は、植物品種仮保護を放棄したものとみなす。
- (7) 植物品種保護出願が(1)に基づき審査された要件を満たさない場合は、出願人は、問題点の内容に応じて、不備を更正し、意見を提出し又は出願を分割するよう求められる。この間、ハンガリー特許庁は、第 76 条(2)から(4)までの規定を準用して手続を進める。

第 114/S 条 審査当局に対する情報

- (1) 植物品種保護出願に関する一定のデータの伝達(第 114/N 条)と同時に、ハンガリー特許庁は、第 114/J 条(1)に表示した書類の写しを審査当局に送付する。植物品種保護事項に関する書類であって審査当局の任務の遂行に必要なものの写しも追って送付するものとする。
- (2) 植物品種保護の付与に関する手続が保護の付与なしに終了した場合は、ハンガリー特許庁は、そのことを、手続終了決定書の写しを送付することにより、審査当局に通知する。

第 114/T 条 植物品種保護の付与

- (1) 植物品種及びその出願が審査のすべての要件(第 114/R 条(1))を満たしている場合は、ハンガリー特許庁は、出願の内容に関する植物品種保護を付与する。
- (2) 植物品種保護の付与及び品種名称は、保護植物品種登録簿(第 114/H 条(1))に記録し、それに関する公式情報をハンガリー特許庁の公報(第 56 条)で公表する。植物品種保護付与の日を付与についての決定日とする。ハンガリー特許庁は、植物品種保護の付与及び品種名称の

登録について、付与に関する決定書を審査当局に送付することにより通知する。

(3) 植物品種保護付与後、ハンガリー特許庁は、当該品種の確定説明書を添付した証明書を交付する。

第 114/U 条 植物品種保護に関する他の手続

(1) 何人も、植物品種保護の取消又は品種名称の取消を求める手続を植物品種保護の所有者に対して提起することができる。第 114/D 条(1) (c)に基づく場合は、植物品種保護を受ける権利を有する者のみが植物品種保護の取消を請求することができる。

(2) 植物品種保護に関する他の手続に関連する他の事項に関しては、第 79 条から第 81 条までの規定を準用する。

第 XIV/A 章 植物品種保護訴訟における裁判手続

第 114/V 条 植物品種保護の裁判手続に関する規定

植物品種保護に関する裁判手続に関しては、第 XI 章及び第 XII 章の規定を準用する。ただし、第 53/A 条(3)にいう決定は、第 114/G 条(7)にいう決定とみなす。

第 XIV/B 章 共同体植物品種権制度に関する規定

第 115 条 一般規定

本法の適用上、次のとおりとする。

(a) 共同体植物品種規則：共同体植物品種権に関する理事会規則(EC)No. 2100/94

(b) 共同体植物品種権：共同体植物品種規則第 1 条にいう植物品種権

(c) 共同体植物品種権出願：共同体植物品種規則に基づいて行われる共同体植物品種権付与を求める出願

第 115/A 条 共同体植物品種権に関する出願書類の転送

(1) ハンガリー特許庁に提出された共同体植物品種権を求める出願書類の共同体植物品種規則第 49 条(2)に基づく転送については、特定法律により定める転送手数料を出願書類の提出時に納付しなければならない。

(2) 植物品種権出願書類の転送手数料が納付されなかった場合は、ハンガリー特許庁は、出願人に対し、不備を更正するよう求める。ハンガリー特許庁は、当該手数料の納付後に植物品種権出願書類を転送する。

第 115/B 条 植物品種保護の再設定

(1) 共同体植物品種権が消滅した場合は、当該植物品種保護の所有者は、共同体植物品種規則第 92 条(2)に留意して、共同体植物品種権の消滅から 3 月以内に、ハンガリー特許庁に対し、植物品種保護の再設定を請求することができる。

(2) 所有者は、植物品種保護の再設定請求において共同体植物品種権の消滅の事実及び日を証明し、かつ、請求の提出から 2 月以内に、共同体植物品種権消滅の年に適用される年次手数料の比例部分及び翌年に適用される年次手数料を納付しなければならない。

(3) 植物品種保護の再設定請求が本法に定める要件を満たさない場合は、所有者は、不備を更正するよう求められる。(2)に定める年次手数料が納付されなかった場合は、所有者は、(2)に定める期限内に納付するよう求められる。当該求めに従わない場合は、請求は、取下とみなされる。

(4) ハンガリー特許庁が植物品種保護の再設定請求を認めた場合は、植物品種保護は、共同体植物品種権消滅の翌日に再設定される。

(5) 所有者が共同体植物品種権の消滅から3月以内に植物品種保護の再設定を請求しなかった場合は、植物品種保護は、本法に基づき、共同体植物品種権消滅の翌日に消滅する。

第 115/C 条 共同体植物品種権の侵害の場合の制裁

共同体植物品種規則第 VI 部の規定に従い、共同体植物品種権の侵害の場合は、本法に基づいてハンガリー特許庁が付与した植物品種権の侵害の場合と同一の制裁及び救済を適用する。

第 VI 部 ハンガリー特許庁に関する規定

第 XIV/C 章 ハンガリー特許庁

第 115/D 条 ハンガリー特許庁の法的地位

- (1) ハンガリー特許庁(以下この章において「庁」という)は、知的所有権の保護のための官庁である。
- (2) 庁の長官は、総理大臣が任免する。庁の 2 名の副長官は、長官の提案に基づき、監督権を行使する大臣(以下「大臣」という)が任免する。
- (3) 副長官に対する使用者の権利(任免に関するものを除く)は、庁の長官が行使する。
- (4) 庁の所在地は、ブダペストとする。

第 115/E 条 庁の管理

- (1) 庁は、その業務費用を自らの収入で賄う。
- (2) 庁における工業所有権手続においては、特定法律により定める行政サービス手数料を納付しなければならない。当該手数料は、庁が作成した認証済の又は無認証の謄本、抄本、翻訳文及び庁が行った認証について納付する。本法又は特定法律に定める場合は、それらに定める条件をもって、工業所有権保護の維持及び更新のための手数料(その範囲は特定法律において定められる)を納付しなければならない。手数料の範囲は、定期的に見直される。見直しの過程で、(3)の規定に加え)工業所有権制度の運営費用、工業所有権保護の形態の特性及び工業所有権保護手段により革新を促進する側面を考慮に入れなければならない。
- (3) 庁の収入は、(2)に基づく行政サービス手数料、維持手数料及び更新手数料、世界知的所有権機関が管理する国際条約に基づいて庁が行う行政業務についての手数料及び配分料、庁が提供するサービスからの収入並びにその他の収入から成る。これらの収入により、継続的かつ円滑な庁の業務を確保しなければならない。
- (4) – (5) (廃止)
- (6) 庁は、その公報において、収入及びその用途に関する報告を毎年公表する。

第 115/F 条 ハンガリー知的所有権保護審議会

- (1) 第 115/J 条から第 115/L 条までにいう任務の遂行に当たり、庁長官は、専門的助言及び提言機関としてのハンガリー知的所有権保護審議会(以下「審議会」という)の補佐を受ける。審議会は、庁長官の要請により、知的所有権保護に関する包括的措置(計画、戦略計画、国内及び共同体の法規、国際協定)の草案に関してその意見を提出する。
- (2) 審議会は、工業所有権及び著作権に関する専門知識を有する 15 名以下の構成員から成る機関とする。政府代表の数は、審議会構成員の数の半数を超えないものとする。
- (3) 審議会構成員の任命については、庁長官が提案する。庁長官は、提案を行う目的で、知的所有権関連の機能及び権限を有する中央国家行政機関の長並びに知的所有権保護の分野における職能団体及び利益団体の意見を求める。
- (4) 審議会の構成員は、大臣が 5 年の任期で任命する。任期は、さらに 5 年間ずつ延長することができる。
- (5) 構成員の資格は、次の場合に終了する。

- (a) 規定された期間の満了
- (b) 辞任
- (c) 罷免
- (d) 構成員としての地位を与える資格の消滅
- (e) 当該構成員の死亡
- (f) 審議会は、庁長官が定める手続規則に従って職務を遂行する。

第 115/G 条 庁の機能及び権限

庁の機能及び権限には次のものが含まれる。

- (a) 工業所有権の分野における公式審査及び手続
- (b) 著作権及び著作権関連の権利に関連する一定の職務の遂行
- (c) 知的所有権の分野における中央政府の情報及びドキュメンテーション活動
- (d) 知的所有権法律整備への参加
- (e) 知的所有権保護、その目的で必要な政府施策の開始及び執行のための政府戦略の策定及び実施
- (f) 知的所有権保護の分野における国際及び欧州協力に関する専門的職務の遂行

第 115/H 条

- (1) 庁は、本法及び特定法律により定める次の工業所有権当局の職務を遂行する。
 - (a) 特許、植物品種、実用新案、回路配置、意匠、商標及び地理的表示に関する出願並びに補充的保護証明書を求める申請の審査、当該出願から生じる保護の付与及び登録、並びに付与された権利に関する手続
 - (b) 特許、意匠、商標及び原産地名称に関する国際出願の審査及び送付、並びに国内工業所有権当局に対して委任された、国際協定に基づく地域工業所有権協力、他の国際条約及び欧州共同体法に由来する調査、審査、送付、登録簿維持その他の手続的措置の遂行
- (2) 庁は、税関当局の要請により、工業所有権所有者についての情報を、知的所有権侵害の理由で開始された税関手続の目的で提供するものとする。
- (3) 庁は、特定法律に基づいて、工業所有権に関する専門家組織の業務について規定を設ける。
- (4) 著作権及び著作権に関係する権利に関連し、庁は、特定法律に基づいて、特に、次の職務を遂行する。
 - (a) 任意の作品登録簿を維持すること
 - (b) 大臣の承認前に、権利の集団的管理を行う組織が決定したロイヤルティに関して意見を述べること
 - (c) 著作権に関する専門家組織及び当該組織内で業務を行う調停委員会の業務について規定を設けること
- (5) 庁長官は、特定法律に基づいて、ハンガリー特許弁護士会の活動に対して適法性監督を行う。

第 115/I 条

知的所有権の分野における中央政府のドキュメンテーション及び情報活動の範囲内で、庁は、

特に、次の職務を遂行する。

- (a) 工業所有権事項に関する公報を刊行すること
- (b) ハンガリーの特許明細書，実用新案，意匠及び回路配置の明細書並びに国際協定に規定するこれら明細書を公表すること
- (c) 庁の専門公共図書館において工業所有権書類を収集し，情報技術手段を用いて処理し，かつ，公衆の閲覧に供すること
- (d) 知的所有権保護に関する情報及びドキュメンテーション・サービスを提供すること

第 115/J 条

- (1) 知的所有権保護に関する問題に関し，司法担当大臣は，法律又は政令の制定のための案を提出し，かつ，政府及び議会においてこれらの問題に関して庁を代表する。
- (2) 庁は，知的所有権保護に影響を及ぼす法律案の作成及び法律案についての意見提出に関わる。
- (3) 庁は，知的所有権法律の実施を検討し，かつ，分析するとともに，当該法律の適用に関する効果及び実績を評価する。
- (4) 庁は，知的所有権保護を改善するために，国際及び欧州共同体の義務並びに経済戦略，研究開発，技術及び革新並びに文化の分野における政府の政策目標に従い，新たな工業所有権及び著作権法律の制定並びに既存の法規の改正に着手し，かつ，これらの法律の策定に参加する。

第 115/K 条

庁は，知的所有権保護において目標とする政府の戦略を展開し，執行し，また，その目的で必要な政府の施策に着手してこれを実施するために，特に，次の職務を遂行する。

- (a) 政府の経済戦略の確立，展開及び実施，並びに政府の研究開発，革新，技術及び文化面の政策のために，知的所有権保護関連の国内，外国及び国際的趨勢の分析，知的創作，革新及び工業所有権活動の発展状況の監視，知的所有権を評価する方法の策定並びに公的な経験の提供を通じて貢献すること
- (b) 知的創作及び革新活動を促進するための計画に着手し，これを確立し，実施し，また，これに参加すること
- (c) 知的創作物及び革新の成果の公衆による認識に資する制度の開発に参加すること，並びに知的創作活動及び知的所有権保護に関する競争，展示その他の計画を立ち上げ，組織し又は促進すること
- (d) 情報，顧客及び助言サービス，カウンセリングその他の手段を通じて，知的所有権保護に関する知識を普及させ，工業所有権の文化を発展させ，企業(特に中小企業)の工業所有権及び著作権に関する知識を向上させること，並びに企業における知的所有権に対する敬意を増進すること
- (e) 知的所有権の効果的な執行に必要な条件を備えた制度の確立及び発展に貢献すること
- (f) 公的学校制度の枠外での知的所有権についての養成を専門的に監督すること，この制度を運用し，さらに，工業所有権及び特許弁護士試験の組織化について規定すること
- (g) ハンガリー意匠審議会の業務について規定し，かつ，国家意匠賞及び奨学金の授与実施に参加すること

第 115/L 条

庁は、知的所有権の分野における国際及び欧州協力の枠内で、関係中央国家行政機関と協力して、特に、次の代表としての及びその他の専門的職務を遂行する。

(a) 世界知的所有権機関、欧州特許機構、欧州共同体商標意匠庁、共同体植物品種庁の管理その他の組織、及び世界貿易機関 TRIPS 理事会、並びに当該問題担当大臣の一般的又は随時の許可に基づいて、その他の国際組織の活動に参加すること

(b) 欧州特許機構の加盟国に属する権利の行使及び当該加盟国に課された義務の履行について規定すること、並びに欧州特許制度の運用に基づき国内特許当局に課される任務を遂行すること

(c) 知的所有権保護の分野において、ハンガリーが欧州連合の加盟国であることから生じる任務を遂行すること、欧州連合の意思決定手続において示すべき政府の立場の決定並びに欧州連合理事会及び委員会の知的所有権に関する専門機関における政府の代表に参加すること、必要とされる協力に関する専門的職務を遂行すること、更に、欧州連合の工業所有権当局と協力すること

(d) 知的所有権保護において目標とする国際協定の作成及び実施に参加し、かつ、当該協定を締結するために提案を行うこと

(e) 他の国及び国際組織の知的所有権当局との関係を維持すること

第 XIV/D 章 ハンガリー特許庁に対する工業所有権手続における行政サービス手数料及び工業所有権保護の維持又は更新のための手数料に関する一般規則

第 115/M 条 維持手数料及び保護の回復請求手数料の納付

(1) 特許、植物品種保護及び実用新案保護の維持手数料並びに補充的保護証明書の維持手数料は、6月の猶予期間の当初3月においては追加料金なしに、当該期間の4月目からは50%の追加料金を添えて納付しなければならない。維持手数料が6月の猶予期間満了後に原状回復請求に基づいて納付される場合にも、維持手数料には、この追加料金を添えるものとする。

(2) 特許出願及び植物品種出願が公開後に分割された場合は、分割により生じた新たな出願について、分割のために、また、分割に先立つ日に納付期限が到来した維持手数料の納付に関する猶予期間は、分割の承認に関する決定が確定した時に開始する。

(3) 維持手数料はまた、猶予期間開始前2月以内に納付することもできる。

第 115/N 条 減額、免除及び猶予

工業所有権手続における行政サービス手数料、維持更新手数料及び更新手数料は、第 115/O 条及び第 115/P 条にいう例外を除き、如何なる減額及び免除も適用されない。

第 115/O 条

(1) 納付日において、保護の権利を受ける権原を有する者又は保護の所有者が専ら発明者、育成者、創作者又は考案者自身である場合は、特許出願及び調査手数料、審査及び付与手数料、並びに実用新案保護、植物品種保護、意匠又は回路配置保護の出願手数料については、その1/4を納付するものとする。

(2) 納付日において、特許、実用新案又は植物品種保護の所有者が専ら発明者又は育成者自

身である場合は、特許、実用新案又は植物品種保護の維持手数料については、その半額を納付するものとする。

(3) 納付日において、意匠保護の所有者が専ら創作者自身である場合は、意匠保護の更新請求手数料については、その半額を納付するものとする。

(4) 発明者、育成者、創作者又は考案者は、出願に関して外国出願の優先権が主張されていない場合、又は外国出願の優先権が主張されていない出願に基づいて保護が与えられている場合は、(1)から(3)までに基づく減額を受ける権原を有する。

(5) 複数の発明者、育成者、創作者又は考案者がいる場合において、発明者、育成者、創作者又は考案者の何れかが保護を受ける権利又は保護自体を放棄して、共同発明者、共同育成者、共同創作者又は共同考案者に譲ったとき、又は発明者、育成者、創作者又は考案者の何れかがその相続人に承継されたときも、(1)から(4)までの規定が適用される。

第 115/P 条

(1) 請求があったときは、ハンガリー特許庁は、特許出願及び調査手数料、審査及び付与手数料並びに植物品種、実用新案、意匠及び回路配置保護の出願手数料を免除することができ、更に、特許、植物品種及び実用新案保護の維持手数料を、1年目から5年目までの期間につき猶予することができる。ただし、自然人としての権利所有者が、その賃金、収入及び金融状態のために、手数料を納付できないことを条件とする。猶予対象となった手数料は、6年目の維持手数料と共に納付しなければならない。

(2) 免除及び猶予を受ける権原を有するのは、自らの収入(賃金、年金、その他定期的な金融手当)が所定の最低水準賃金(最低賃金)に満たず、かつ、必要最低限の生活の糧及び家財以外の資産を有さないことを証明できる自然人のみである。定期的に生活保護を受けている者は、自らの収入及び金融状態を検証することなく、免除を受けられる。

(3) (2)にいう条件は存在しないが、ハンガリー特許庁が、当該自然人の他の事情を考慮にいられて、当該自然人及びその扶養家族の生活が危険に曝されていると判断した場合も、例外的に免除及び猶予が認められる。

(4) 免除及び猶予の請求には、請求人及び請求人と世帯を一にする民法上の近親者(以下「近親者」という)の収入証明書であって、30日以内に雇用者が交付したもの、又は年金生活者の場合は、雇用者が交付する収入証明書に代えて又はこれに加えて、最近月の年金票(郵便証明書)若しくは年金の銀行口座振込の場合は、最近月の銀行口座明細書を同封しなければならない。

(5) 請求人及び世帯を一にする近親者に、働いて得た収入又は年金とみなされない収入(例えば、奨学金、教育関連の給付金、社会保障支給、失業手当、その他の定期的な金銭的給付、事業撤退、不動産賃貸、利子収入、為替利得、配当収入)がある場合は、郵便証明書、銀行口座明細書、出納係によるこれらの収入の証明書又は収入を証明するに相応しい他の書類を添付しなければならない。

(6) 請求人及び世帯を一にする近親者が被雇用者でなく、年金生活者でなく、かつ、他に収入がない場合は、この事実を請求において申し立てなければならない。

(7) (3)の適用上、請求人は、自らの収入又は年金を証明するに相応しい書類のほかに、当該自然人及び扶養家族の生活が危険に曝されていることを立証できる他の事情(災害、病気等)を、請求において提示することができる。

(8) 提出された免除又は猶予の請求に不備がある場合は、請求人は、定められた期限内に不備を更正するよう求められる。当該求めにおいて、請求人は、不備の更正をしないときは、請求が拒絶されることになる旨の警告を受ける。

(9) 更正にも拘らず、請求がなお(1)から(7)までにいう要件を遵守しない場合は、請求は拒絶される。請求人が前記求めに対して所定の期限内に応答しない場合は、請求は、取下とみなされる。

(10) 免除又は猶予の拒絶に関するハンガリー特許庁命令に対する個人的な法的救済は行うことができない。この命令の見直しは、工業所有権手続を終わらせる決定に対して提出される再審理請求において請求することができる。

第 115/R 条 納付義務発生日

(1) 法律による別段の定めがない限り、工業所有権手続において納付されるべき行政サービス手数料及び更新手数料は、出願日又は請求の提出日に納付義務が生じる。

(2) 維持手数料の納付義務発生日は、本法及び他の法律の規定に従って決定される。

第 115/S 条 手数料不納付の結果

(1) 工業所有権手続において手数料が納付されなかった場合は、申請人は、(2)及び(3)の規定を例外として、その不備を更正するよう求められ、又は警告を受ける。申請人がそれでも所定の手数料を納付しない場合は、申請及び請求は拒絶され又は取下とみなされる。ただし、関連する法律が、手数料不納付の場合について、別の法的帰結又は別の手続規則を定めているときは、この限りでない。

(2) 維持手数料が、本法及び特定法律の規定に従い、規則に基づいて納付されない場合は、その結果として保護は消滅する。

(3) 期限延期の請求及び手続継続又は原状回復の請求は、請求手数料が納付されない限り、提出されたとみなされない。

第 VII 部 最終規定

第 XV 章 施行；経過規定

第 115/T 条 工業所有権に関する専門家組織

- (1) 工業所有権に関する法的紛争から生じる専門的問題に関しては、裁判所その他の当局は、ハンガリー特許庁の工業所有権に関する専門家組織の専門的意見を請求することができる。
- (2) 請求に基づき、工業所有権に関する専門家組織は、委託を受けて、法廷外で工業所有権問題に関する専門的意見を述べることができる。
- (3) 当該機関の組織及び活動に関する詳細規則は、特定法律により定める。

第 115/U 条 本法の施行に関する規定を定める規則及び経過規定

- (1) 本法は、1996 年 1 月 1 日に施行する。その規定は、(2) 及び(5) に定める場合を除き、施行後に開始された手続においてのみ適用する。
- (2) 第 49 条の規定も、係属中の事項に準用する。
- (3) 本法の施行前に報酬契約若しくは特許ライセンス契約が締結され、又は職務発明が使用された場合は、契約締結又は使用の時に有効であった規定を適用する。
- (4) 本法の施行前に開始された実施は、特許保護の範囲及び制限並びに特許侵害に関しては、以前に適用された規定に従うものとする。
- (5) 本法の施行日に有効な特許の登録、継続、消滅及び回復は、本法の規定に従う。ただし、特許の取消の条件に関しては、優先日に適用された規定が決定的効力を有する。
- (6) (廃止)

第 116 条—第 117 条 (廃止)

第 118 条 授権

- (1) 政府は、工業所有権に関する専門家組織の組織及び活動に関する詳細な規則を政令により制定することを授権される。
- (2) 政府は、一定の生産物の補充的保護に関する共同体規則の施行に関する規則を政令により制定することを授権される。
- (3) 政府は、特許手続の目的での生物学的材料の寄託及び取扱に関する詳細規則を政令により制定することを授権される。
- (4) 政府は、工業所有権手続において、一定の書類の電子提出に関する詳細規則を政令により制定することを授権される。
- (5) 司法担当大臣は、ハンガリー特許庁長官と協議し、かつ、ハンガリー特許庁に対する監督権を行使する大臣の合意を得た上で、特許出願について、欧州特許出願、欧州特許及び国際特許出願に関する書類について、並びに植物品種保護出願について詳細な方式上の規則を政令により制定することを授権される。
- (6) ハンガリー特許庁に対する監督権を行使する大臣は、ハンガリー特許庁長官と協議し、かつ、税政担当大臣の合意を得た上で、工業所有権手続の特性及び工業所有権保護の形態を考慮に入れて、ハンガリー特許庁における工業所有権手続において納付すべき行政サービス

手数料の範囲，並びにハンガリー特許庁における工業所有権手続において納付すべき行政サービス手数料及び維持更新手数料の取扱，登録，償還及び納付方法に関する詳細規則を政令により制定することを授権される。

(7) 政府は，特許出願を機密扱いとする手続に関する詳細規則を政令により制定することを授権される。

(8) ハンガリー特許庁に対する監督権を行使する大臣は，ハンガリー特許庁長官と協議の上で，工業所有権保護制度の運営費用，工業所有権保護の形態の特性及び工業所有権の手段を通じて革新を促進する側面を考慮に入れて，工業所有権保護の維持更新のために納付すべき手数料の範囲を政令により制定することを授権される。

第 119 条 欧州連合法の遵守

(1) 本法は，欧州連合の次の法規を遵守する。

(a) 生物工学的発明の法的保護に関する 1998 年 7 月 6 日の欧州議会及び理事会指令 98/44/EC

(b) 知的所有権の執行に関する 2004 年 4 月 29 日の欧州議会及び理事会指令 2004/48/EC

(2) 本法は，欧州連合の次の法規を施行するために必要な規則を定める。

(a) 共同体植物品種権に関する 1994 年 7 月 27 日の理事会規則 (EC) No. 2100/94

(b) 公衆衛生問題を有する国への輸出のための医薬品の製造に関する特許の強制特許ライセンス許諾に関する 2007 年 5 月 17 日の欧州議会及び理事会規則 (EC) No. 816/2006